

小浜市子ども・子育て支援事業計画 概要版

(平成27年度～平成31年度)

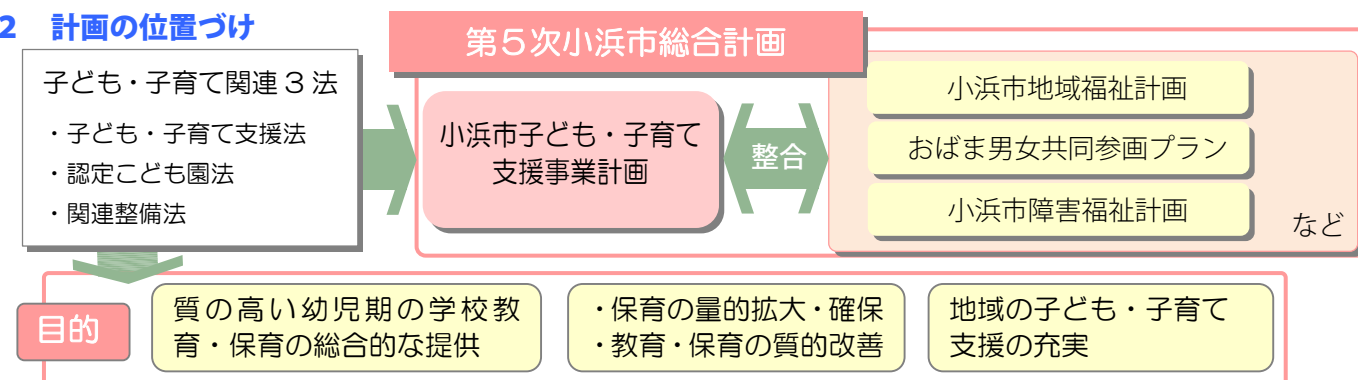
1 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

平成24年8月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供および子ども・子育て支援の充実を図るため、「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

この、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、本市では、子どもの健やかな育ちのため、子育てを支え、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながるよう、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことを目的に「小浜市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ



3 計画策定の経過

○子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施

対象：0～11歳の子どもの保護者 時期：平成26年2月

○小浜市子ども・子育て支援事業計画策定委員会の実施

構成：児童福祉審議会委員、子育て中の保護者、学識経験者、子育て支援事業従事者、庁内関係課
時期：平成26年6月～平成27年2月

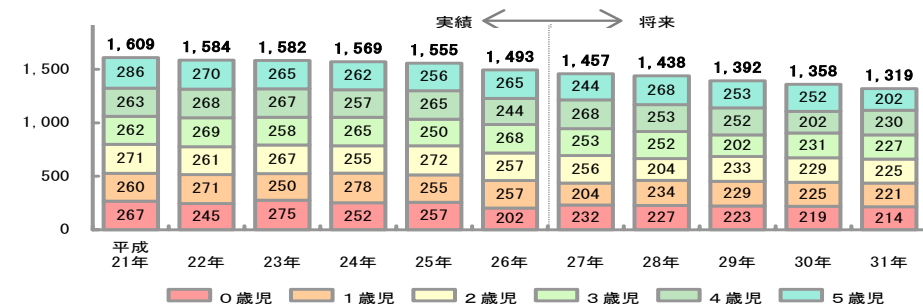
○本計画について広く市民の方々から意見を募るパブリックコメントの実施

対象：小浜市在住の市民 時期：平成27年1月

2 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 子どもの人口の推移と推計

0歳から5歳の子どもの人口は、平成26年4月1日現在で1,493人となっています。平成27年以降の推計人口も減少が続くと推測されます。



2 小浜市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

○子育てをしているすべての家庭が子育てにともなう喜びを実感し、子ども達が地域に溶け込んでいけるように、子育て家庭を支援していく必要があります。

○子どもが集団の中で自発的な遊びを通して「生きる力」の基礎を養うとともに、十分な就学前教育を受け、健全で心豊かに成長できる環境づくりが必要です。

○仕事も生活も充実する「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を広く社会に浸透させ、女性も男性も仕事と生活を調和させた豊かな生活が送れるよう、一層の普及啓発を進める必要があります。

○障がいのある子どもとその家庭に対して、きめ細やかな支援を行っていくため、障がい児が地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携による総合的な取り組みが必要です。

○放課後児童健全育成事業

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供する。平日の放課後のほか、夏休み等の長期休暇にも実施します。

放課後の子ども達に多様な経験の場を提供する「放課後子ども教室」（現在、市内公民館で実施）との連携を進めるとともに、一体的な運営についても検討していきます。

○地域子育て支援拠点事業

乳児とその保護者が相互の交流を行う場所（子育て支援センター、ハーツわかさ内わくわくくらぶ、浜っ子こども園子育て支援室）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を実施し、利用しやすい運営に努めます。

○一時預かり事業（幼稚園以外）

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、浜っ子こども園や小規模保育施設等で一時的に預かります。

○利用者支援事業

幼稚園・保育園・子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ、相談・助言・関係機関との連絡調整を行う保育コンシェルジュを平成27年度から配置します。

○妊婦健康診査

母子保健法第13条に基づき、妊婦および胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目歴として健康診査を行います。

○乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児およびその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつけます。

5 教育・保育の一体的提供および推進に関する体制の確保と教育・保育の質の向上の取り組みについて

(1) 就学前教育・保育の一体的な推進

一人ひとりの子どもが、その子に応じた発達支援を受けられるように、すべての地区で、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校が連携を深めます。

(2) 認定こども園の普及に係る考え方

本市においては「小浜市浜っ子こども園」1ヶ所認定こども園を実施しています。今後は利用量を分析しながら、公立保育園の統廃合民営化を実施する際に、認定こども園への移行を検討していきます。

(3) 運動を担当する保育士の配置について

身体を動かすことが好きになれるように体系化された、運動プログラムを取り入れ、幼児期に多様な動きを形成させるため「動きの土台づくり」を指導する保育士を平成27年度から養成し、市内すべての園に広がっていきます。

5 計画の推進体制

1 施策の実施状況の点検

小浜市児童福祉審議会において、施策の実施状況を、点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施します。

2 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、『子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携』『労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携』等の制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

小浜市子ども・子育て支援事業計画 概要版
発行年月日：平成27年3月 発行・編集：小浜市 民生部 社会福祉課
TEL：0770-64-6013(直通) FAX：0770-53-1016

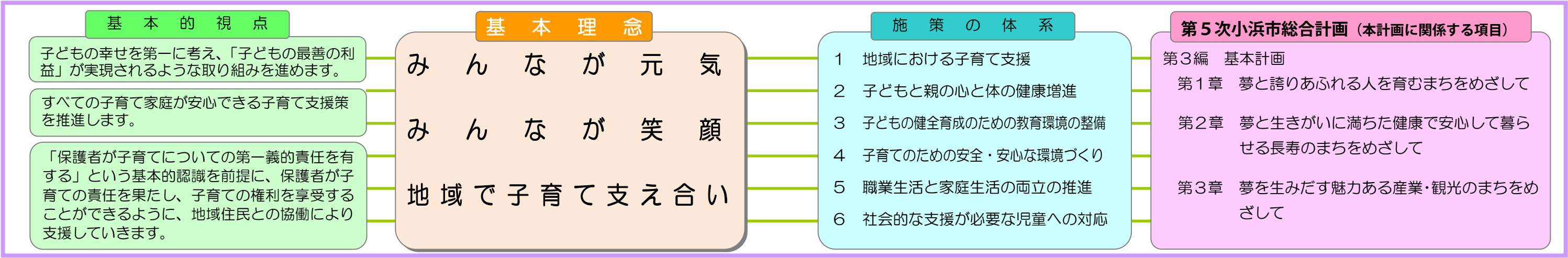
3 計画の基本的な方向

1 基本理念

一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備していくとともに、関係機関との連携、地域住民との協働の下、『みんなが元気 みんなが笑顔 地域で子育て支え合い』を基本理念として計画を推進します。

2 施策の体系

本計画は子ども・子育て支援法に基づく計画であることから、国の策定指針に沿うとともに、第5次小浜市総合計画に従い実施します。



4 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

今後の施設・事業整備量の指標となるため、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、利用者の通園等の動線や本市の実情を考慮し、市内全域を1圏域として教育・保育提供区域とします。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

平成26年2月に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果を基に、「認定区分」「家庭類型」などから必要とされる量の見込みを算出しました。

○認定区分

年齢と保育の必要性に基づいて、1・2・3号認定に区分します。

年齢	認定区分	保育を必要とする		保育を必要としない	
		3号認定	保育標準時間利用（11時間） 保育短時間利用（8時間）	1号認定	教育標準時間利用（3～4時間）
0～2歳児	3号認定				
3～5歳児	2号認定		保育標準時間利用（11時間） 保育短時間利用（8時間）	1号認定	教育標準時間利用（3～4時間）

○家庭類型

父親		母親	ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労（内職・産休・育休含む）			未就労
					120 時間 以上	120 時間未満 48 時間以上	48 時間 未満	
ひとり親								
フルタイム就労 (産休・育休含む)			保育の必要性有					
パートタイ ム就労 (内職・産休・ 育休含む)	120 時間以上							
	120 時間未満 48 時間以上							
	48 時間未満							
未就労								

○新制度における「保育の必要性」の事由について

- ①就労 ②妊娠、出産 ③保護者の疾病、障がい ④同居の親族の介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動
⑦就学（職業訓練を含む） ⑧虐待やDVのおそれがあること
⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩その他

3 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容およびその実施時期

今後、児童の減少により施設定員を下回る保育園が出て来ると想定されます。1クラス20人程度の規模を確保するためにも、各地区の児童数と財政状況を踏まえながら、統廃合により保育の質を担保し、高めていく必要があります。

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
教育・保育事業（人）	3～5歳児	学校教育のみ	148	149	137	132	127
		保育の必要性有	617	624	571	553	532
	1・2歳		245	234	246	242	238
	0歳		54	53	52	51	50

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容およびその実施時期

子ども子育て家庭等を対象として、必要とされる事業量について、下記のように確保し、提供します。

実施事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
時間外保育事業（人）	165	163	158	154	149
放課後児童健全育成事業（人）	240	234	236	233	233
子育て短期支援事業（人）	84	83	59	78	76
地域子育て支援拠点事業（人）	20,929	19,886	20,720	20,300	19,693
幼稚園における一時預かり事業（人）	241	243	223	215	208
一時預かり事業（幼稚園以外）（人）	3,748	3,691	3,576	3,483	3,381
病後児保育事業（人）	232	227	223	219	214
利用者支援事業（箇所）	1	1	1	1	1
妊婦健康診査（人）	232	227	223	219	214
乳幼児家庭全戸訪問事業（人）	232	227	223	219	214
養育支援訪問事業（件）	365	357	349	342	339

小浜市子ども・子育て支援事業計画



平成 27 年 3 月
小 浜 市

はじめに

近年、我が国において急速な少子化が進行する中、核家族化が進み地域のつながりが希薄化するとともに、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加や就労の多様化などにより、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、さらなる子育て環境の整備が求められております。



本市では、平成 17 年に「次世代育成支援対策推進法」に基づく「小浜市次世代育成支援行動計画」を策定するとともに、平成 22 年には、「小浜市次世代育成支援行動計画」（後期）を策定し、次世代の社会を担う子どもたちが健やかに育成される環境づくりに向け、関係機関と連携・協働を図りながら地域全体が子どもや子育てに関われるような支援体制づくりを推進してまいりました。

こうした中、平成 24 年 8 月には「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、3 法の一つ「子ども・子育て支援法」において、平成 31 年度までの 5 年間の子育て支援に関する事業計画を各市町村において策定することが義務付けられました。

そこで、本市では平成 26 年 6 月に、「小浜市子ども・子育て支援事業計画策定委員会」を立ち上げ、同年 2 月に市内の子育て世帯を対象に実施した、子ども・子育てに関するアンケート調査の結果をもとに、新たな計画の審議をしていただきました。

そして、このたび「みんなが元気 みんなが笑顔 地域で子育て支えあい」を基本理念に、国の基本指針でもある「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本とした「小浜市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後は、本計画を基に一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができるよう関係機関と連携し、地域住民との協働の下、人にやさしいまち・地域づくりを目指し、安心して子どもを産み育てられる環境を整えてまいります。

終わりに、本計画の策定にあたりアンケート調査にご協力いただきました保護者のみなさま、関係機関、ご審議いただきました策定委員のみなさまに心から感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

小浜市長 松崎 晃治

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画策定の経過	4
4	計画の期間	5
5	「小浜市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の評価	6

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1	小浜市の人口動態等の現状	7
2	保育サービス等の現状	13
3	アンケートから見られる現状	17
4	小浜市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	33

第3章 計画の基本的な方向

1	基本理念	35
2	基本的な視点	35
3	施策の体系	36

第4章 事業計画

1	教育・保育提供区域の設定	38
2	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方	39
3	幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容および その実施時期	43
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容および その実施時期	44
5	教育・保育の一体的提供および推進に関する体制の確保と教育・保育の質の 向上の取り組みについて	55

第5章 計画の推進体制

1	施策の実施状況の点検	56
2	国・県等との連携	56

資料編

1	小浜市子ども・子育て支援事業計画等策定委員会設置要綱	57
2	小浜市子ども・子育て支援事業計画策定委員会名簿	58
3	児童福祉審議会および子ども・子育て支援事業計画策定委員会の経過	59

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成15年）等に基づき、総合的な施策が講じられてきており、その中で、将来の次世代育成支援として、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主に

行動計画を策定することが義務づけられ、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

そして、更なる子育て環境の整備と支援を進めていくための「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。

この法律では、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指しています。

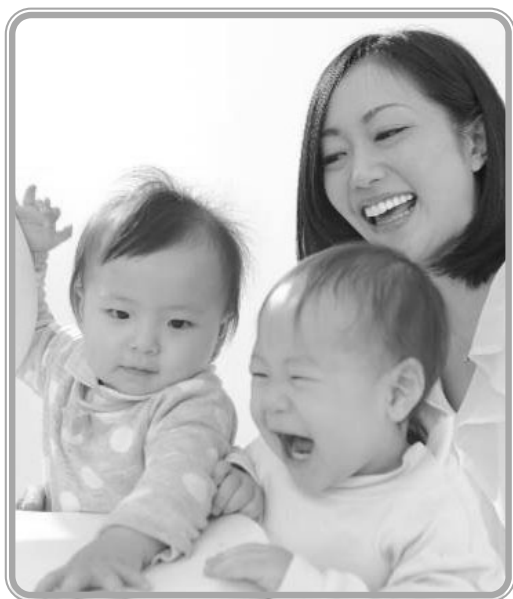
また、本関連3法のひとつ「子ども・子育て支援法」では、平成27年から31年までの5年間で1期とする

「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

さらに、近年、我が国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しており、さらなる子育て環境の整備が求められています。

そのような中、本市では、平成21年度に制定した「小浜市次世代育成支援行動計画」（後期）に基づき、各種保育サービスやきめ細やかな相談体制の充実や子育て情報の提供、親と子の居場所づくり、地域でのネットワークづくり等を進めてきました。

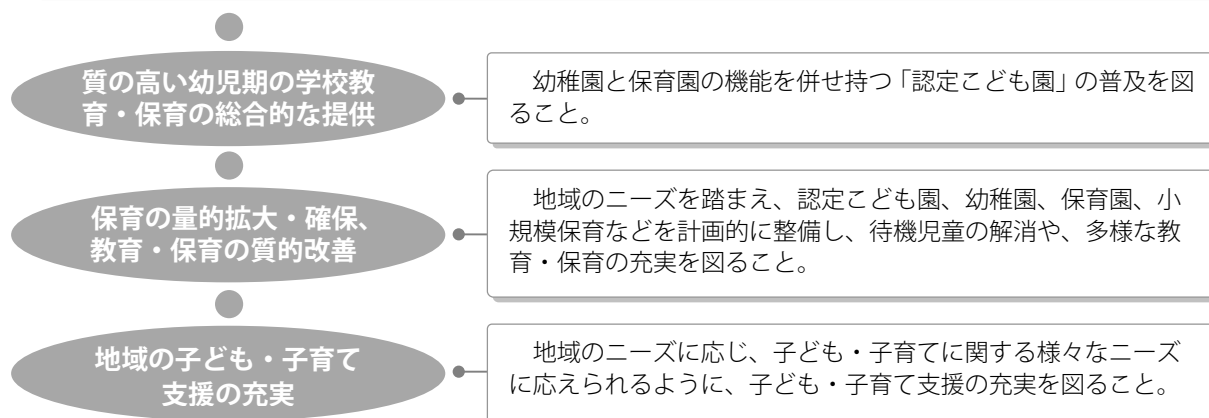
この計画が平成26年度で終了することから、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子どもの健やかな育ちのため、子育てを支え、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながるよう、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことを目的に「小浜市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。



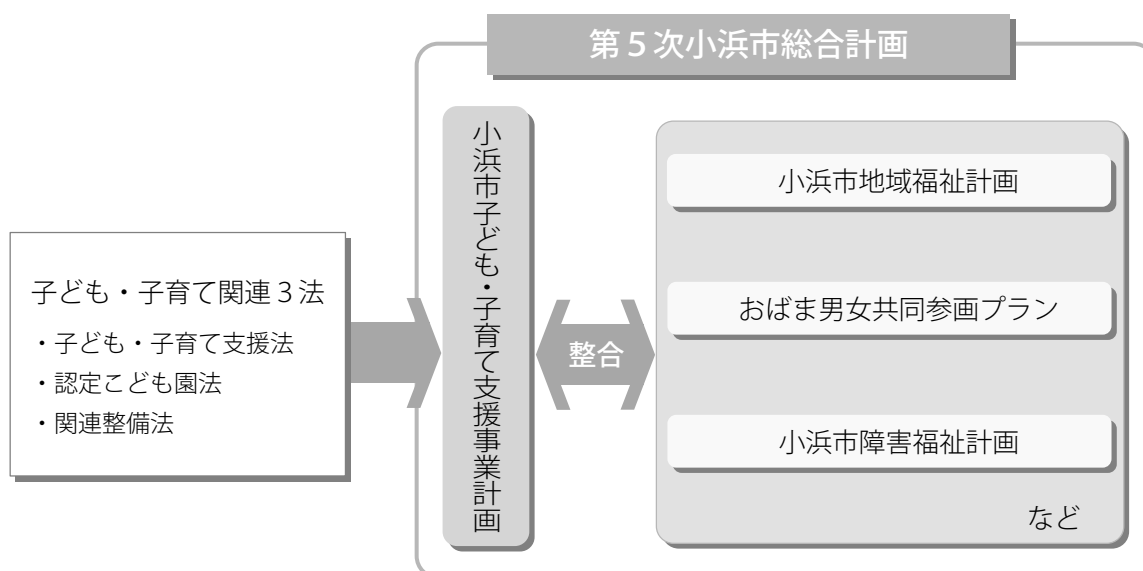
【 子ども・子育て関連３法と制度の主な内容 】

新制度の創設に関する次の３つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連３法」と呼ばれています。

- １．子ども・子育て支援法
- ２．認定こども園法の一部を改正する法律
- ３．関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）



【 計画の位置づけ 】



2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

この計画は、第5次小浜市総合計画に掲げられている「『夢、無限大』感動おばま」の実現を目指し、子ども・子育て支援法に基づく計画として位置づけます。

また、第5次小浜市総合計画の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置づけ、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画とします。

(2) 計画の対象

この計画の対象は、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てにかかわる個人や団体が対象となりますが、学童期までの子どもや子育て家庭等を主たる対象とします。また、子ども・子育て支援法および基本指針が定めるところの、就学前の教育・保育事業と地域における子育て支援事業を対象とします。

(3) 次世代育成支援行動計画および関連計画との関係

国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、「次世代育成支援対策推進法に基づき作成する地域行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析、評価を行うこと」とされています。しかし、子ども・子育て支援事業計画策定年度は、次世代育成支援行動計画の計画期間中であるため、子ども・子育て支援事業計画と関連のある事業について、現状と課題について整理し、子ども・子育て支援事業計画に反映することとします。

また、次世代育成支援行動計画に関連する小浜市障害福祉計画、おばま男女共同参画プラン、小浜市地域福祉計画などの諸計画との整合を図りながら、子ども・子育て支援事業計画における施策を推進していきます。

3 計画策定の経過

(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。調査対象は、小浜市在住の未就学児童の保護者（0 歳～5 歳）、就学児童の保護者（6 歳～11 歳）、妊婦を平成 26 年 1 月 15 日現在の住民基本台帳から抽出し実施しました。

特に、未就学児童の保護者、就学児童の保護者調査においては、国から示された調査項目および集計方法に基づき、潜在需要も含めて、ニーズ調査の結果の分析を行いました。

(2)「小浜市子ども・子育て支援事業計画策定委員会」の設置・・・・・・・・

本市における子ども・子育て支援施策を子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、子育て中の保護者、学識経験者、子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「小浜市子ども・子育て支援事業計画策定委員会」を開催し、子ども・子育て支援事業計画の内容について協議しました。

(3)パブリックコメントの実施

この計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募り、計画を策定しました。

4 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は平成 27 年度から 5 年を 1 期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5 年ごとに策定するものとされていることから、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とします。

また、計画内容と実態にかい離が生じた場合は、計画の中間年において見直しを行うものとします。

【 計画期間 】

平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
策定					
			見直し		

5 「小浜市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の評価

	平成 21 年度 (後期計画策定年 度)	平成 26 年度 (目標値)	平成 26 年度 (現状値)	達成状況
地域子育て支援拠点事業	3 か所	4 か所	3 か所	未達成
地域子育て支援センター	1 か所	2 か所	1 か所	未達成
つどいの広場	2 か所	2 か所	2 か所	達成
一時預かり (すみずみ子育てサポート事業)	3 か所	3 か所	3 か所	達成
休日保育	1 か所	1 か所	1 か所	達成
夜間保育	1 か所	1 か所	1 か所	達成
トワイライトステイ事業	未実施	—	—	—
ショートステイ事業	1 か所	1 か所	1 か所	達成
病児保育事業	未実施	1 か所	未実施	未達成
病後児保育事業	1 か所	1 か所	1 か所	達成
特定保育事業	未実施	—	—	—
延長保育事業	2 か所	3 か所	3 か所	達成
通常保育事業	17 か所	14 か所	14 か所	達成
学童保育クラブ	8 か所	8 か所	8 か所	達成
ファミリーサポートセンター事業※	未実施	—	—	—

※ 「ファミリーサポートセンター」に類似した事業内容として、「小浜ファミリーサービスクラブ」を小浜地域ファミリーサービスクラブが実施しています。

1 小浜市の人口動態等の現状

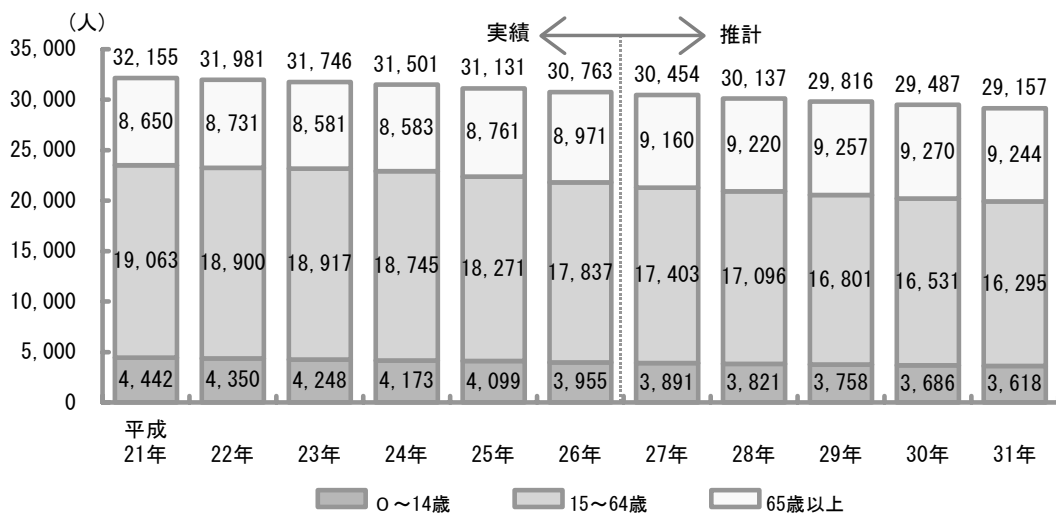
(1) 人口推移と推計



小浜市の人口推移と推計をみると、総人口は年々減少しており、平成26年4月1日現在で30,763人となっています。平成26年以降の推計人口は、年々減少していくことが推測されます。

また、年齢3区分別人口構成の推移を見ると、0～14歳の割合は横ばいで推移しているものの、65歳以上の割合は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

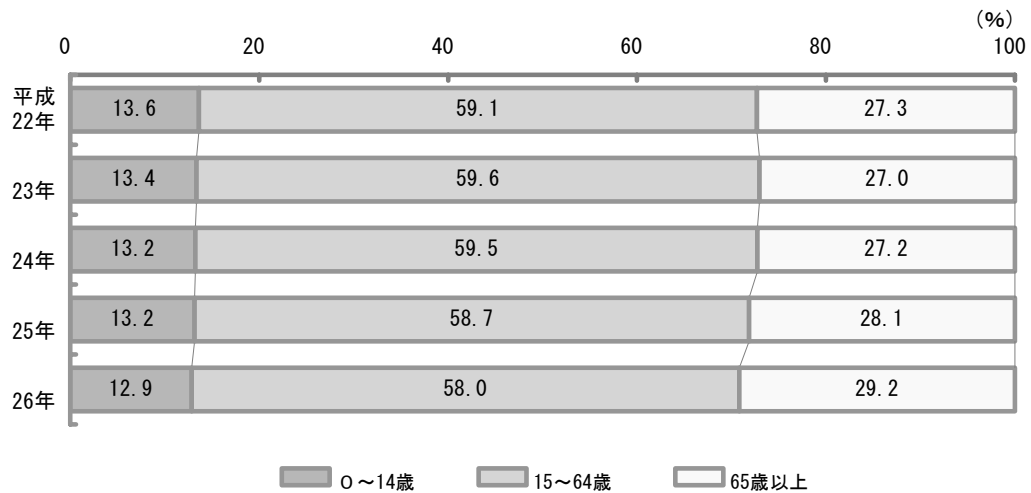
【 人口推移と推計 】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在 平成21年～平成24年は外国人人口を加味）

※ 推計人口は住民基本台帳を元に計算したもの

【 年齢3区分別人口構成の推移 】

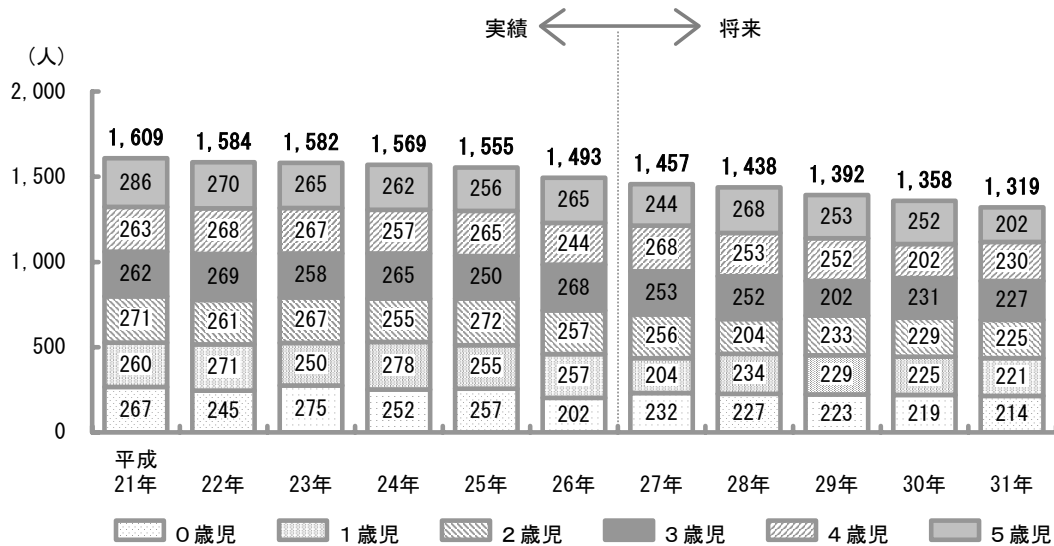


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在 平成21年～平成24年は外国人人口を加味）

（２）子どもの人口の推移と推計

小浜市の子どもの人口の推移と推計をみると、0歳から5歳の子どもの人口は、年々減少しており、平成26年4月1日現在で1,493人となっています。平成26年以降の推計人口も、減少が続くと推測されます。

【 子どもの人口の推移と推計 】



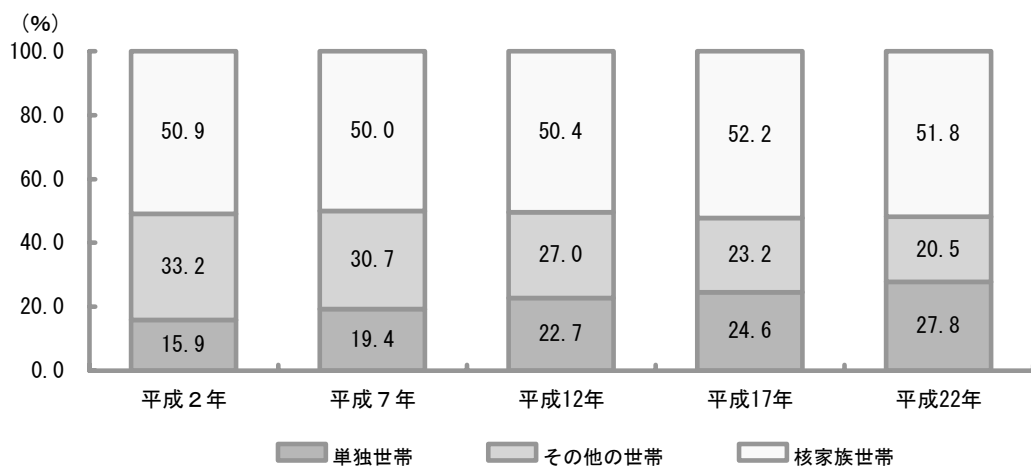
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在 平成21年～平成24年は外国人人口を加味）

※ 推計人口は住民基本台帳を元に計算したもの

(3) 世帯構成の状況

小浜市の世帯構成の推移をみると、核家族世帯の占める割合が最も高く、約5割を占めて横ばいに推移しています。単独世帯の占める割合は年々増加しています。

【 世帯構成の推移 】



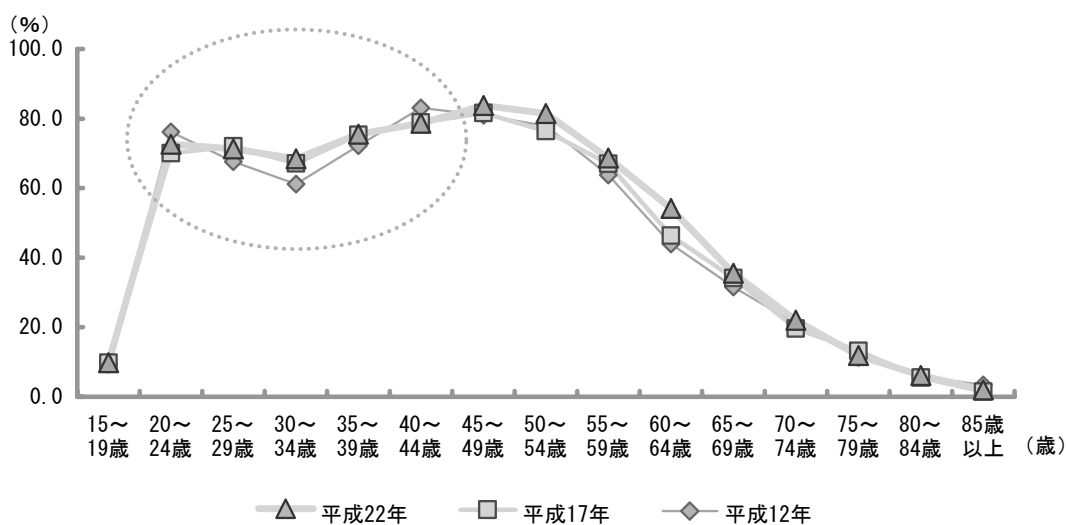
資料：国勢調査

(4) 女性の労働状況

小浜市の女性の年齢別労働力率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。30～34歳の労働力率は、平成12年に比べ平成22では上昇し、M字カーブの落ち込みは緩やかになっています。

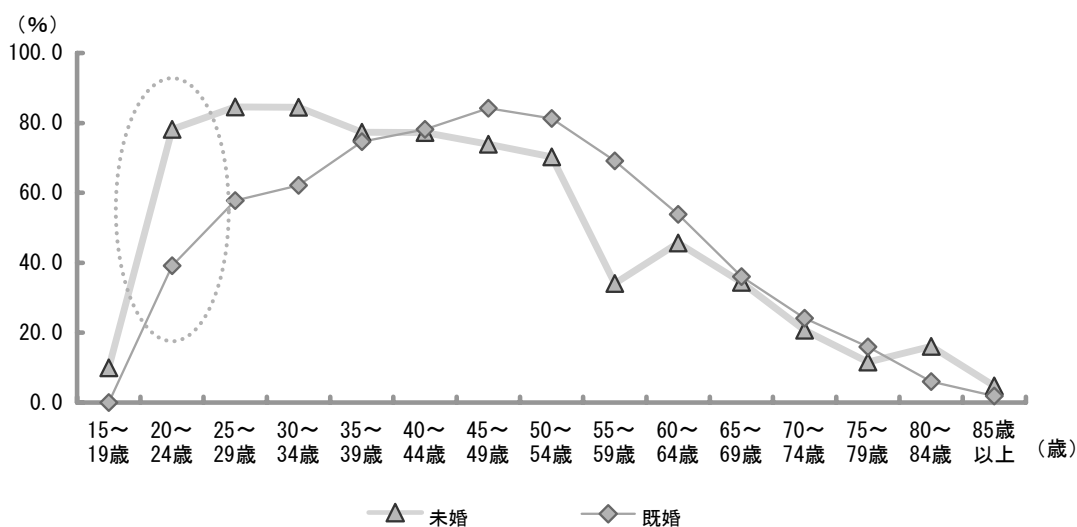
また、女性の未婚・既婚別労働力率をみると、既婚に比べ未婚の20代から30代において、労働力率が高くなっており、特に20～24歳で39.0ポイントの差となっています。

【 女性の年齢別労働力率 】



資料：国勢調査

【 女性の未婚・既婚別労働力率（平成22年） 】

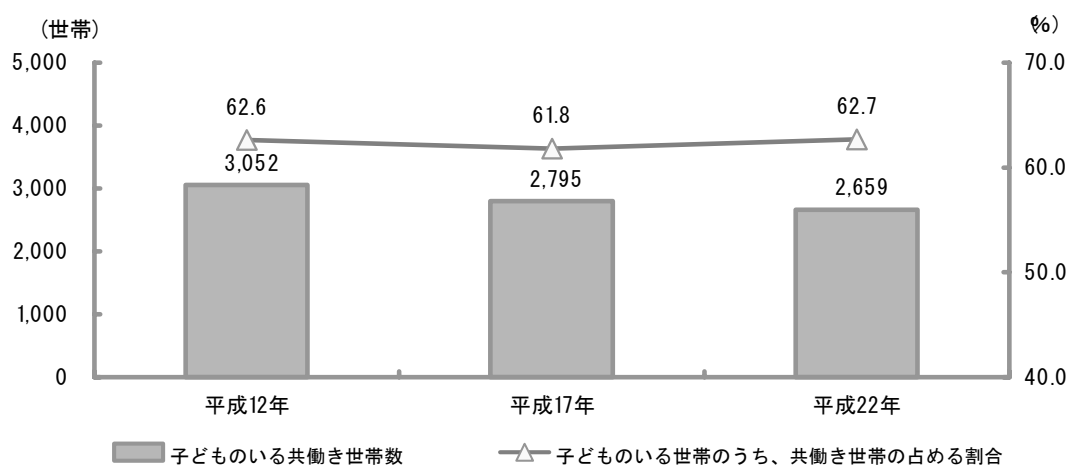


資料：国勢調査

小浜市の共働き世帯の状況をみると、子どものいる共働き世帯数は減少傾向にあり、平成22年で2,659世帯となっています。

また、子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合は、約6割で横ばいに推移しています。

【 共働き世帯の状況 】

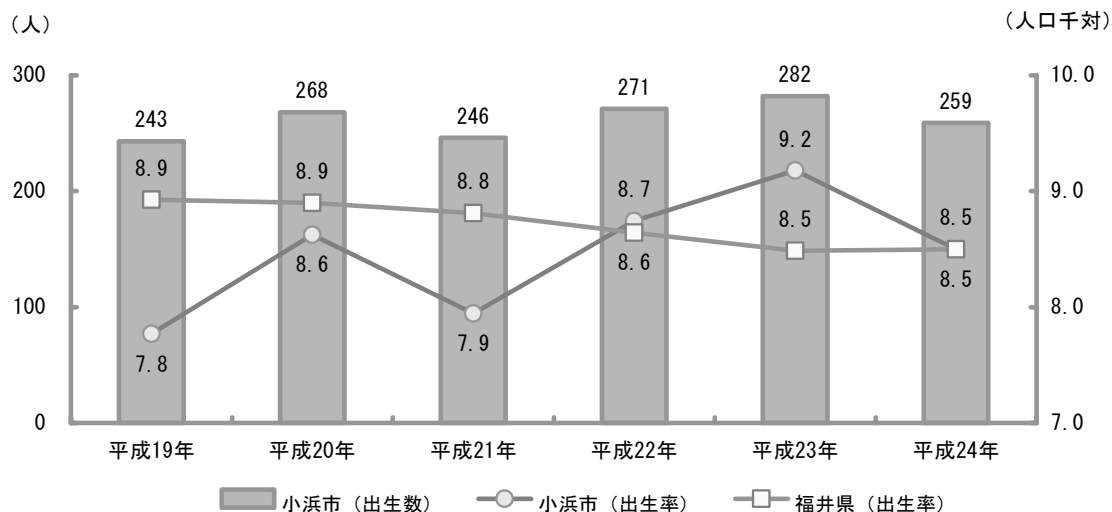


資料：国勢調査

(5) 出生の動向

小浜市の出生数をみると、出生数は平成 22 年以降 250 人を超えて推移しています。
出生率は、平成 22 年で県の出生率を上回り、以降同率以上で推移しています。

【 出生数および出生率（人口千対）の推移 】

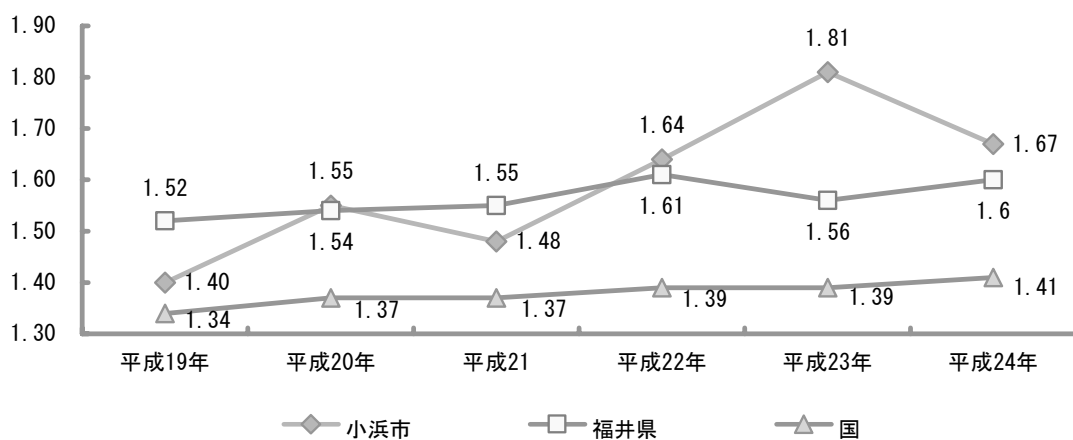


資料：福井県衛生年報

合計特殊出生率とは、15 歳～49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。

小浜市の合計特殊出生率をみると、平成 22 年以降福井県、国の値を上回って推移しています。

【 合計特殊出生率の推移 】



資料：人口動態統計（国、福井県）
健康管理センター（小浜市）

2 保育サービス等の現状

(1) 保育園・幼稚園入所状況

本市の就学前児童の保育園・幼稚園の入所児童数は、保育園、幼稚園ともに微減傾向にあります。

【 保育園・幼稚園入所状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保育園	951 人	935 人	930 人	934 人	919 人
幼稚園	139 人	149 人	141 人	137 人	154 人

資料：保育園は庁内資料（4月1日現在）、幼稚園は小浜市の統計書（5月1日現在）
※平成 25 年度は認定こども園を含む

(2) 待機児童数の推移

本市において待機児童は発生していません。

【 待機児童数の推移 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
待機児童	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

資料：庁内資料

(3) 特別保育の実施状況

① 延長保育

本市では、平成 22 年度以降浜っ子こども園、チューリップ保育園、今富そらのとり保育園の3園にて延長保育を実施しています。

【 延長保育の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	2 園	3 園	3 園	3 園	3 園
月平均利用人員	22 人	40 人	40 人	44 人	41 人

資料：庁内資料

② 乳幼児保育

本市では、市内のすべての園において乳幼児保育を実施しています。〇歳児は年々微増傾向にあります。

【 乳幼児保育の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	17 園	16 園	15 園	15 園	14 園
0 歳	15 人	17 人	16 人	18 人	19 人
1 歳	65 人	86 人	79 人	76 人	88 人
2 歳	131 人	121 人	143 人	126 人	124 人

資料：庁内資料

③ 一時預かり保育

本市では、市内の3箇所（浜っ子こども園・認可外保育施設）において一時預かり保育を実施しています。月平均のべ利用者数は年々減少傾向にあります。

【 一時預かり保育の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
月平均のべ利用人員	707 人	631 人	513 人	541 人	436 人

資料：庁内資料

④ 休日保育（一時預かり保育）

本市では、市内の1箇所（認可外保育施設）において休日保育を実施しています。

【 休日保育の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
月平均のべ利用人員	29 人	39 人	39 人	22 人	10 人

資料：庁内資料

⑤ 病後児保育

本市では、「小浜市病後児保育所とまと」（公立小浜病院内）で病後児保育を実施しています。

【 病後児保育の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	1 園	1 園	1 園	1 園	1 園
月平均のべ利用人員	1.5 人	1.0 人	2.2 人	0.9 人	0.2 人

資料：庁内資料

⑥ 障がい児保育

本市では、市内すべての公立保育園で障がい児保育の受入れが可能です。

【 障がい児保育（中軽度を含む）の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保育園数	15 園	13 園	12 園	12 園	11 園
実施園数	12 園	10 園	11 園	11 園	11 園
月平均利用人員	53 人	28 人	28 人	28 人	64 人

資料：庁内資料

3 アンケートから見られる現状

Nの数値は有効回答数を示します。

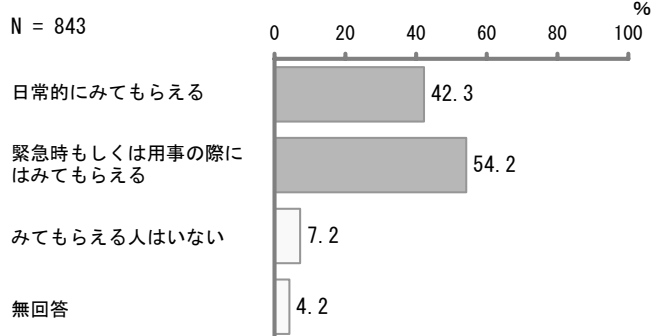
(1) お子さんご家族の状況について

① 子どもをみてもらえる親族・知人

・親族（祖父母等）については、
「緊急時もしくは用事の際
にはみてもらえる」の割合が
54.2%と最も高く、次いで
「日常的にみてもらえる」の
割合が 42.3%となっていま
す。

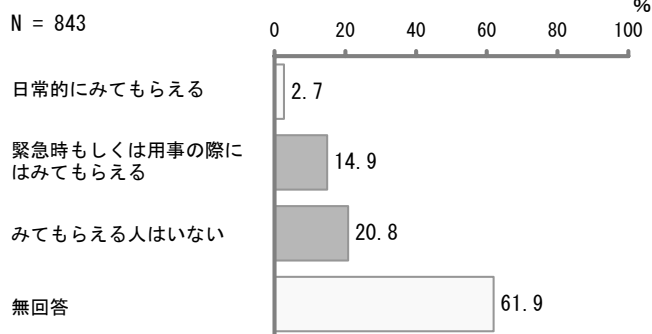
【就学前児童調査】

(1) 親族（祖父母等）



・知人については、「みてもら
える人はいない」の割合が
20.8%と最も高く、次いで
「緊急時もしくは用事の際
にはみてもらえる」の割合が
14.9%となっています。

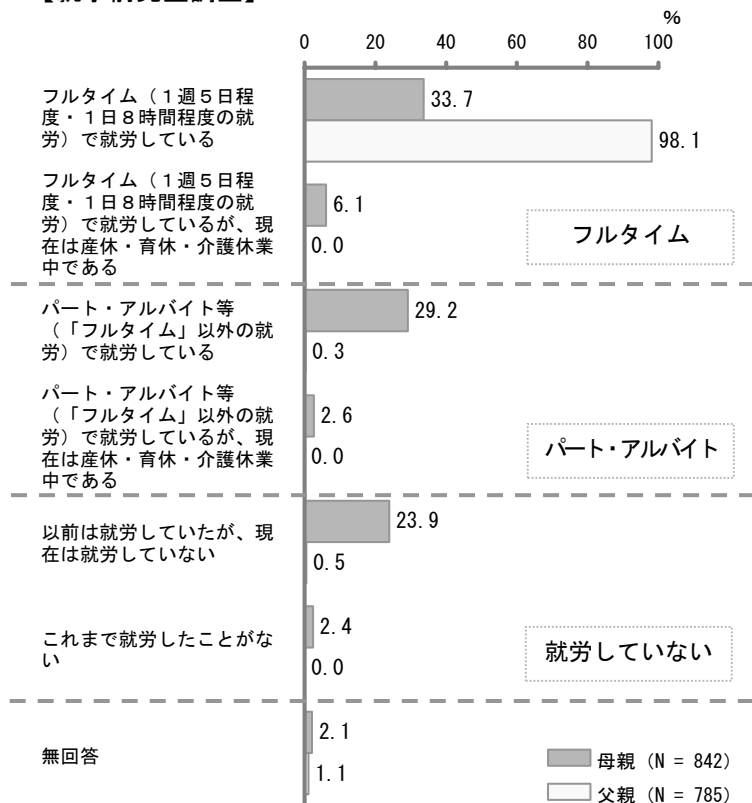
(2) 知人



② 母親と父親の就労状況

- ・母親は、「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労している」の割合が 33.7%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労している」の割合が 29.2%となっています。
- ・父親は、「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労している」の割合が 98.1%と最も高くなっています。

【就学前児童調査】



保育・教育現場の声

- 保護者が子ども達に次のように関わる大切です。
 - ・親子の会話を少しでも増やす。
 - ・子どもの話すことに興味を持ち、子どもの気付きや発想に共感する。
 - ・大人が感動をしたことや、楽しい気持ちを子どもに伝える。
- このように心がけることで次のような育ちがみられます。
 - ・集中し落ち着いて物事に取り組む子。
 - ・自ら意欲的に行動できる子。
 - ・考えたり工夫したりする子。
 - ・失敗を恐れない子。

(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日利用している教育・保育事業

・「居住する地区内の認可保育園（小浜市内公立保育園、私立保育園）」の割合が51.2%と最も高く、次いで「利用していない」の割合が17.6%、「居住する地区外の認可保育園（小浜市内公立保育園、私立保育園）」の割合が11.4%となっています。

【就学前児童調査】

N = 843

居住する地区内の認可保育園
(小浜市内公立保育園、私立保育園)

居住する地区外の認可保育園
(小浜市内公立保育園、私立保育園)

認定子ども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）

私立幼稚園（通常の就園時間
8時30分～14時30分までの利用）

私立幼稚園・預かり保育（通常の就園時間に加え14時30分～18時の定期的な利用）

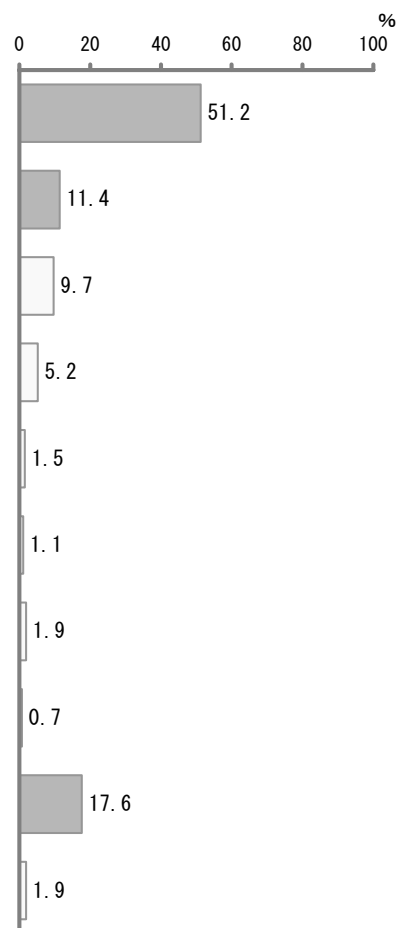
事業所内保育施設

市外の施設

その他

利用していない

無回答



保育・教育現場の声

- 子ども達の姿が変わってきています。
 - ・排泄の自立、おむつのとれる時期や生活リズムなど。
- 保護者に対して次のことを伝えていく。
 - ・「早寝、早起き、朝ごはん」
 - ・基本的な生活習慣を身につける必要性。
 - ・身の回りのことができるように励まし、できたことに対し保護者が喜び褒める大切さ。

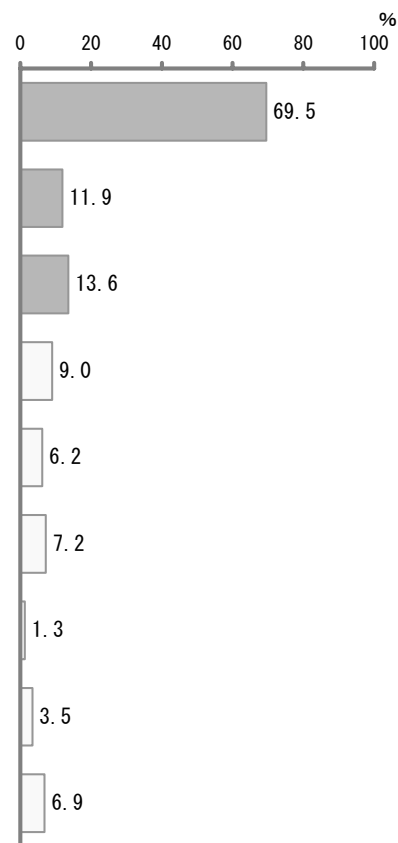
② 平日利用したい教育・保育事業

・現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業については、「居住する地区内の認可保育園（小浜市内公立保育園、私立保育園）」の割合が 69.5%と最も高く、次いで「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が 13.6%、「居住する地区外の認可保育園（小浜市内公立保育園、私立保育園）」の割合が 11.9%となっています。

【就学前児童調査】

N = 843

居住する地区内の認可保育園 (小浜市内公立保育園、私立保育園)
居住する地区外の認可保育園 (小浜市内公立保育園、私立保育園)
認定こども園(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)
私立幼稚園(通常の就園時間 8時30分～14時30分までの利用)
私立幼稚園・預かり保育(通常の就園時間に加え14時30分～18時の定期的な利用)
事業所内保育施設
市外の施設
その他
無回答

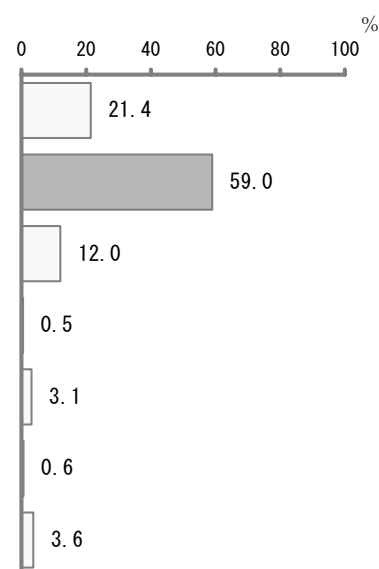


③ 幼児教育・保育の施設として、最も適切だと思われる規模

・「60人 年少組・年中組・年長組を20人程度ずつのクラスで構成」の割合が 59.0%と最も高く、次いで「30人 年少組・年中組・年長組を10人程度ずつのクラスで構成」の割合が 21.4%、「90人 年少組・年中組・年長組を30人程度ずつのクラスで構成」の割合が 12.0%となっています。

N = 843

30人 年少組・年中組・年長組を10人程度ずつのクラスで構成
60人 年少組・年中組・年長組を20人程度ずつのクラスで構成
90人 年少組・年中組・年長組を30人程度ずつのクラスで構成
120人 年少組・年中組・年長組を40人程度ずつのクラスで構成
150人 年少組・年中組・年長組を25人程度×2組ずつのクラスで構成
その他
無回答



(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 子育て支援の場の利用状況

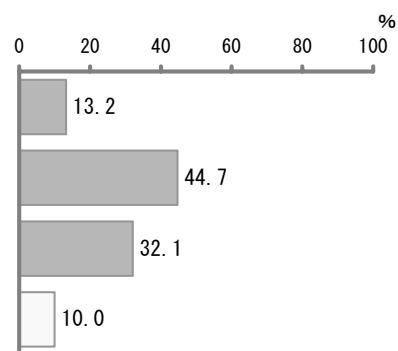
・子育て支援の場（親子が集まって過ごしたり、相談したり、情報提供を受けたりする）について、（１）子育て支援センターについては、「知っているが利用していない」の割合が 44.7%と最も高く、次いで「知っていて利用している」の割合が 32.1%、「知らない」の割合が 13.2%となっています。

【就学前児童調査】

（１）子育て支援センター

N = 843

知らない
知っているが利用していない
知っていて利用している
無回答

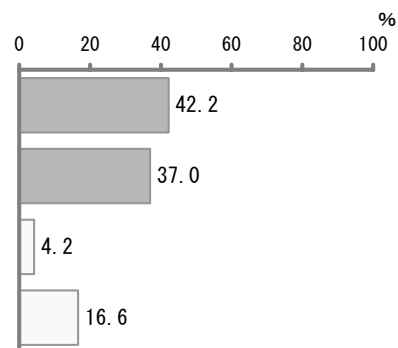


・（２）子育て支援室については、「知らない」の割合が 42.2%と最も高く、次いで「知っているが利用していない」の割合が 37.0%となっています。

（２）子育て支援室

N = 843

知らない
知っているが利用していない
知っていて利用している
無回答

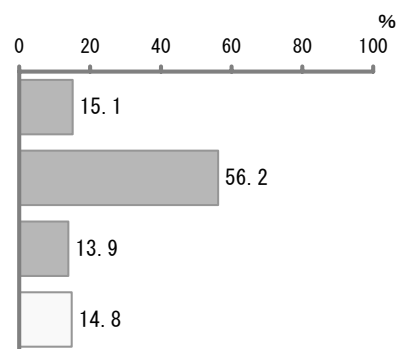


・（３）子育てワイワイ広場＆母乳育児相談については、「知っているが利用していない」の割合が 56.2%と最も高く、次いで「知らない」の割合が 15.1%、「知っていて利用している」の割合が 13.9%となっています。

（３）子育てワイワイ広場＆母乳育児相談

N = 843

知らない
知っているが利用していない
知っていて利用している
無回答

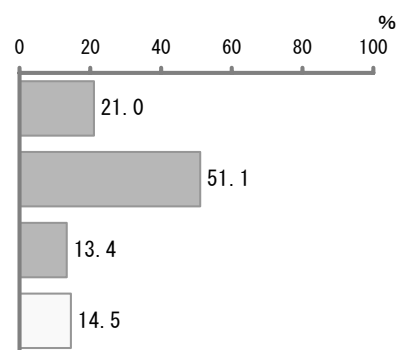


- ・（４）スクスク元気っ子教室
については、「知っているが
利用していない」の割合が
51.1%と最も高く、次いで
「知らない」の割合が
21.0%、「知っていて利用
している」の割合が 13.4%
となっています。

（４）スクスク元気っ子教室

N = 843

知らない
知っているが利用していない
知っていて利用している
無回答

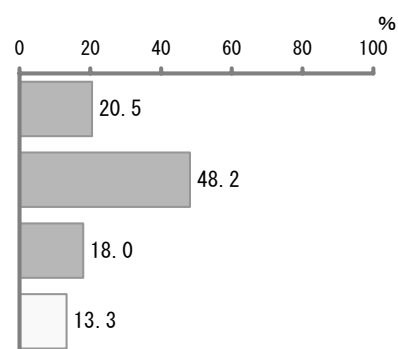


- ・（５）すくすく広場について
は、「知っているが利用して
いない」の割合が 48.2%と
最も高く、次いで「知らない」の割合が 20.5%、「知
っていて利用している」の割
合が 18.0%となっていま
す。

（５）すくすく広場

N = 843

知らない
知っているが利用していない
知っていて利用している
無回答

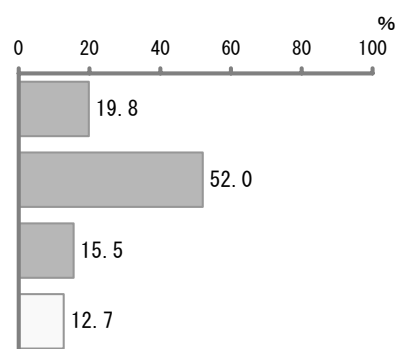


- ・（６）わくわく広場について
は、「知っているが利用して
いない」の割合が 52.0%と
最も高く、次いで「知らない」の割合が 19.8%、「知
っていて利用している」の割
合が 15.5%となっていま
す。

（６）わくわく広場

N = 843

知らない
知っているが利用していない
知っていて利用している
無回答

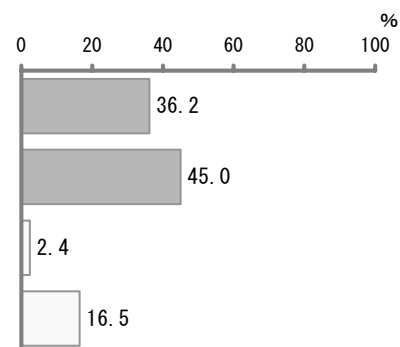


- ・（７）子育ての総合相談窓口
については、「知っているが
利用していない」の割合が
45.0%と最も高く、次いで
「知らない」の割合が
36.2%となっています。

（７）子育ての総合相談窓口

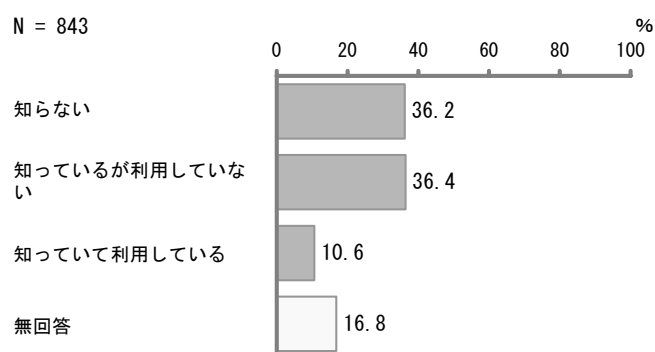
N = 843

知らない
知っているが利用してい
ない
知っていて利用している
無回答



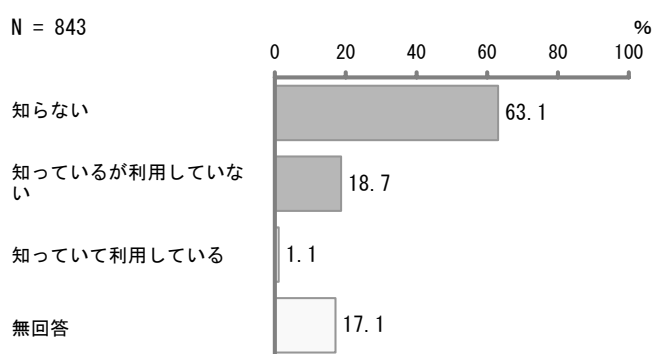
- ・（８）子育て支援センター発行情報誌については、「知っているが利用していない」の割合が 36.4%と最も高く、次いで「知らない」の割合が 36.2%、「知っていて利用している」の割合が 10.6%となっています。

（８）子育て支援センター発行情報誌



- ・（９）嶺南教育事務所の教育相談については、「知らない」の割合が 63.1%と最も高く、次いで「知っているが利用していない」の割合が 18.7%となっています。

（９）嶺南教育事務所の教育相談



保育・教育現場の声

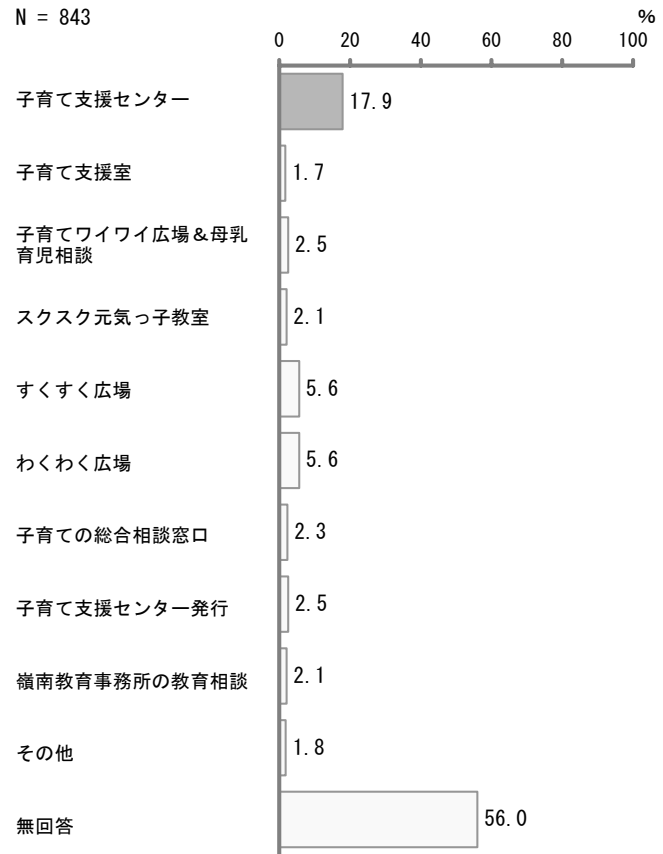
- 子ども達の人とかかわる力が低下しています。
 - ・ あいさつ、返事、約束やルール。
 - ・ 言葉で伝えるなどのコミュニケーション力。
- 次のような保護者の関わりと子どもが学ぶ環境が必要です。
 - ・ 保護者が子どもの手本となる。
(挨拶、ルールを守る、人の話を聞く姿勢)
 - ・ 子どもが異年齢や地域の人と交流する機会を増やす。

② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

- ・ 今後利用したい、利用日数を増やしたいと思われるものについては、「子育て支援センター」の割合が 17.9%と最も高くなっています。

【就学前児童調査】

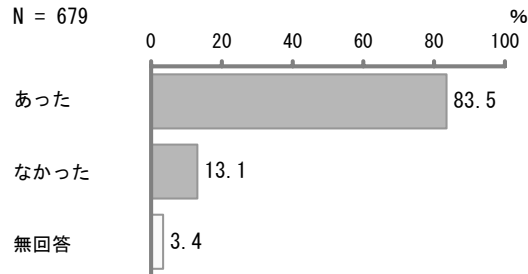
N = 843



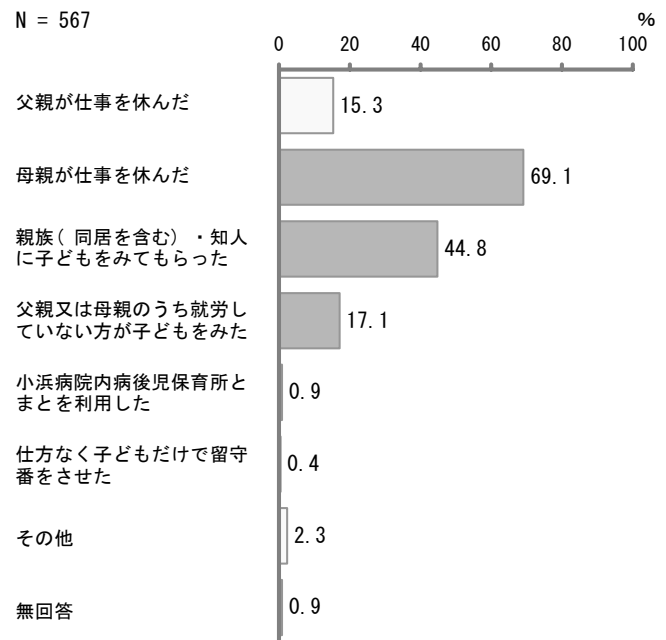
(4) 一時預かり等の短時間サービスについて

① 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと、その主な対処方法

【就学前児童調査】



【就学前児童調査】

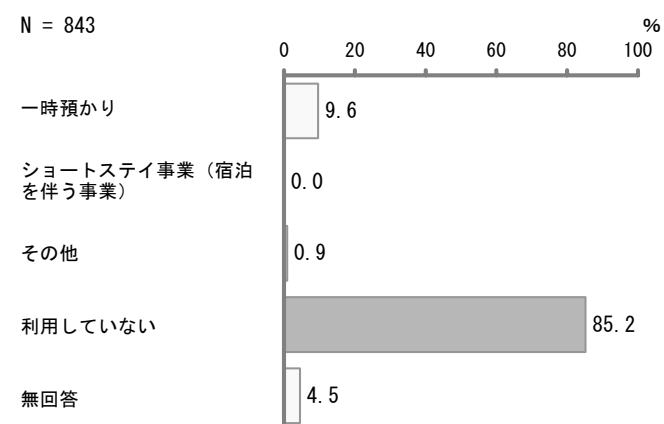


- ・ 1年間に、お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが、「あった」の割合が83.5%、「なかった」の割合が13.1%となっています。
- ・ 対処方法として、「母親が仕事を休んだ」の割合が69.1%と最も高く、次いで「親族(同居を含む)・知人に子どもをみてもらった」の割合が44.8%、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が17.1%となっています。

② 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

- ・ 日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期的に利用している事業はあるかについて、「利用していない」の割合が85.2%と最も高くなっています。

【就学前児童調査】



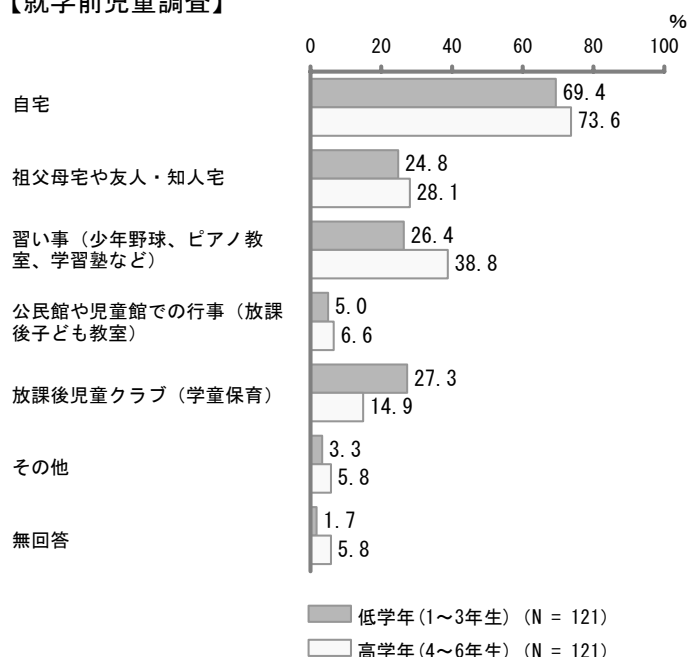
(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

① 就学前児童の保護者の小学校にあがってからの希望

・お子さんについて、小学生のう 【就学前児童調査】

ちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、1～3年生の間の放課後の過ごさせたい場所では、「自宅」の割合が69.4%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が27.3%、「習い事（少年野球、ピアノ教室、学習塾など）」の割合が26.4%となっています。

- ・ 4～6年生の間の放課後に過ごさせたい場所では、「自宅」の割合が73.6%と最も高く、次いで「習い事（少年野球、ピアノ教室、学習塾など）」の割合が38.8%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が28.1%となっています。



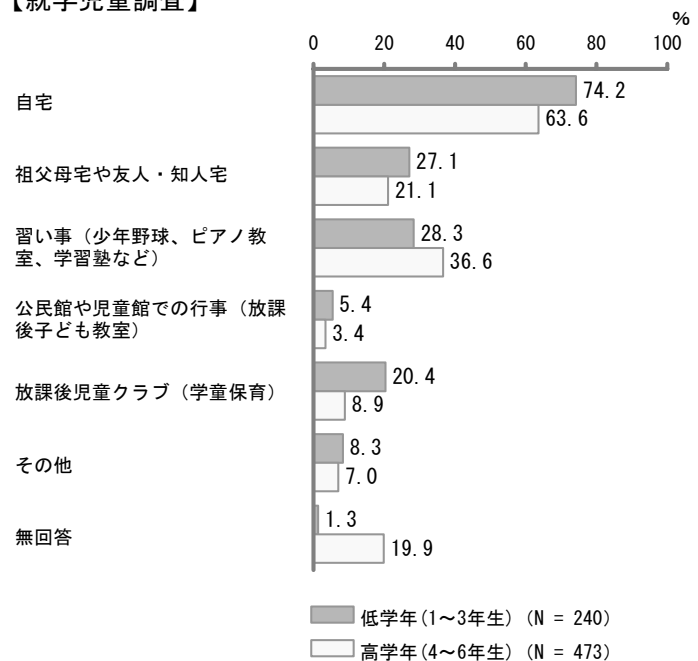
保育・教育現場の声

- 子ども達が不安なく小学校生活をスタートするために次のような内容を実際に行っています。
 - ・ 保育園・幼稚園・小学校連携推進のためのカリキュラム作成や合同研修会などによる情報交換や共通理解。
 - ・ 園訪問や小学校体験入学、交流活動等の実施。
- 今後検討していく内容
 - ・ 必要な準備や心づもりをするため、保護者が事前に小学校見学・体験をする。
 - ・ 入学までに親子で学校まで歩くなど体力をつける。
 - ・ 入学前の保護者や子ども同士の交流。

② 就学児童の保護者の希望

- ・ お子さんについて、小学生のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、1～3年生の間では、「自宅」の割合が74.2%と最も高く、次いで「習い事（少年野球、ピアノ教室、学習塾など）」の割合が28.3%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が27.1%となっています。
- ・ 4～6年生の間の放課後に過ごさせたい場所について、「自宅」の割合が63.6%と最も高く、次いで「習い事（少年野球、ピアノ教室、学習塾など）」の割合が36.6%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が21.1%となっています。

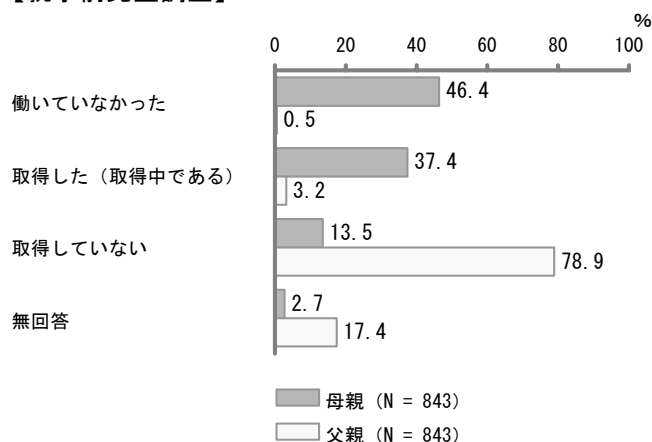
【就学児童調査】



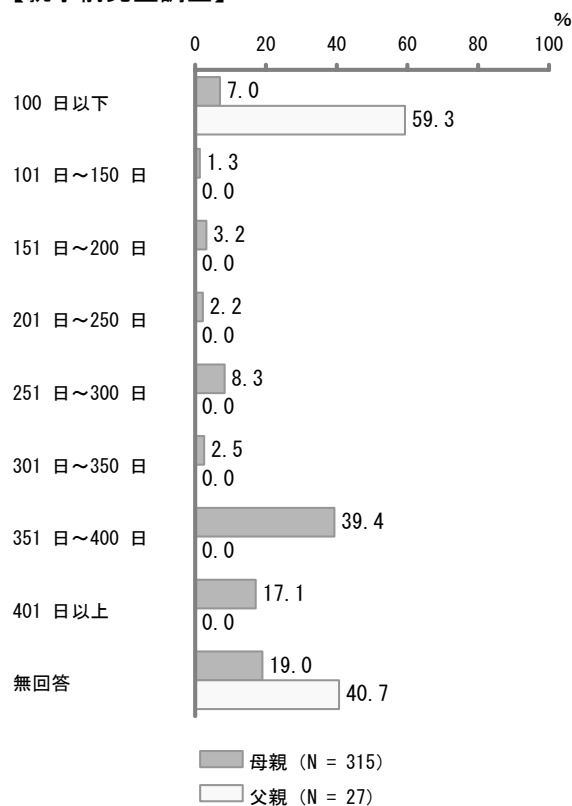
(6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について . . .

① 育児休業の取得状況と、育児休業の取得期間

【就学前児童調査】



【就学前児童調査】



- ・ 育児休業の取得について母親では、「働いていなかった」の割合が46.4%と最も高く、次いで「取得した(取得中である)」の割合が37.4%、「取得していない」の割合が13.5%となっています。父親では、「取得していない」の割合が78.9%と最も高くなっています。
- ・ 母親の取得期間では、「351 日～400 日」の割合が39.4%と最も高く、次いで「401 日以上」の割合が17.1%となっています。父親では、「100 日以下」の割合が59.3%となっています。

② 取得していない理由

【就学前児童調査】

単位：％

	件数(件)	職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)	有期雇用(派遣・パート等)のため育児休業の取得要件を満たさなかった	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	仕事が忙しかった	(産休後に)仕事に早く復帰したかった	仕事に戻るのが難しかった	昇給・昇格などが遅れそうだった	収入減となり、経済的に苦しくなる	保育園などに預けることができた	配偶者が育児休業制度を利用した	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	子育てや家事に専念するため退職した	育児休業を取得できることを知らなかった	産前産後の休暇(産前6週間、産後8週間)を取得できることを知らず、退職した	その他	無回答
母親	114	14.9	21.9	8.8	5.3	0.0	6.1	0.0	5.3	1.8	0.0	7.9	28.1	0.9	0.9	6.1	24.6
父親	665	13.1	0.6	16.2	22.9	0.2	1.4	2.6	17.9	0.8	23.2	29.0	0.3	1.5	0.2	3.5	25.3

- ・ 育児休業を取得していない方の理由は、母親で、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が28.1%と最も高く、次いで「有期雇用(派遣・パート等)のため育児休業の取得要件を満たさなかった」の割合が21.9%、「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」の割合が14.9%となっています。
- ・ 父親では、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が29.0%と最も高く、次いで「配偶者が育児休業制度を利用した」の割合が23.2%、「仕事が忙しかった」の割合が22.9%となっています。

保育・教育現場の声

- 子育て家庭に対して積極的に行っていくべき支援
 - ・ 仕事と子育てが両立しやすいように、地域企業への啓発活動。
 - ・ 気がかりな子どもへの早期対応と保護者支援。
 - ・ 園、学校等の機関だけでなく、地域を巻き込んだ支援を進めていく。
 - ・ 子育ての楽しさを保護者が感じ「わが子が可愛い」と思えるような支援を進めていく。

(7) 子育て全般について

① 子育てで不安や負担と感ずること

【就学前児童・就学児童調査】

単位：％

	件 数(件)	子どもの健康に不安がある	子どもの発育・発達に不安がある	子どもの食事や栄養に不安がある	子どもの教育に不安がある	子どものしつけに不安がある	子どもの友だちづきあいに不安がある	配偶者の協力が少ない	配偶者と子育ての意見が合わない	子育てにかかる経済的な負担が大きい	子育ての大変さを身近な人が理解してくれない	配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいない
就学前児童	843	12.0	20.2	23.6	31.2	44.8	25.7	8.5	5.1	33.9	2.5	7.6
就学児童	473	10.4	14.8	13.5	33.4	33.6	33.6	10.8	6.1	34.0	3.2	5.5

	件 数(件)	子どもを介しての親同士の付き合いに不安がある	地域の子育て支援サービスの内容や利用・申込方法がよくわからない	住宅が狭い	その他	不安や負担などは感じない	無回答
就学前児童	843	14.4	7.5	10.3	4.7	10.4	5.6
就学児童	473	12.1	4.4	8.0	3.2	13.5	7.2

- ・子育てに関して、不安や負担などを感じることに付いて、就学前児調査では、「子どものしつけに不安がある」の割合が44.8%と最も高く、次いで「子育てにかかる経済的な負担が大きい」の割合が33.9%、「子どもの教育に不安がある」の割合が31.2%となっています。
- ・就学児童調査では、「子育てにかかる経済的な負担が大きい」の割合が34.0%と最も高く、次いで「子どものしつけに不安がある」、「子どもの友だちづきあいに不安がある」の割合が33.6%となっています。

② 子育てで必要な支援・対策

【就学前児童・就学児童調査】

単位：％

	件数(件)	地域における子育て支援の充実	保育サービスの充実	子育て支援のネットワークづくり	地域における子どもの活動拠点の充実	妊娠・出産に対する支援	母親・乳児に対する安心感	子どもの教育環境	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	仕事と家庭生活の両立	子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	特別な支援を要する児童への支援	その他	無回答
就学前児童	843	26.2	33.2	6.4	15.5	14.9	9.3	19.1	22.2	38.3	16.4	5.7	1.8	17.6
就学児童	473	25.8	12.3	5.3	20.5	4.9	5.9	33.0	23.7	42.5	24.1	9.7	3.4	14.2

- ・ 子育てをする中で、どのような支援・対策が有効と感じているかについて就学前児童調査では、「仕事と家庭生活の両立」の割合が38.3%と最も高く、次いで「保育サービスの充実」の割合が33.2%、「地域における子育て支援の充実」の割合が26.2%となっています。
- ・ 就学児童調査では、「仕事と家庭生活の両立」の割合が42.5%と最も高く、次いで「子どもの教育環境」の割合が33.0%、「地域における子育て支援の充実」の割合が25.8%となっています。

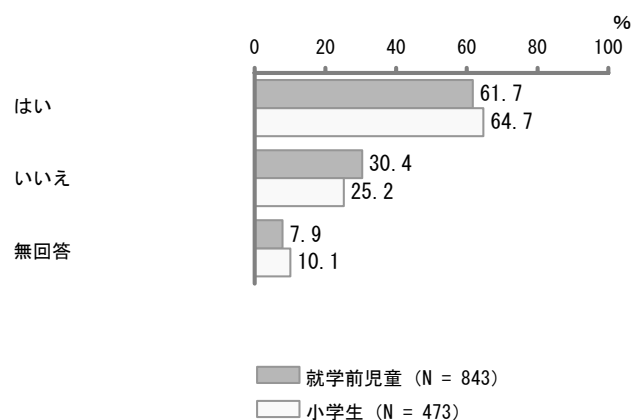
保育・教育現場の声

- 家庭の教育力を高めるために重要なこと
 - ・ 保護者が心にゆとりを持つ。
 - ・ 規則正しい生活習慣や礼儀、作法を幼少期からに身に付けさせる。
 - ・ 子どもと向き合い、しっかり話を聞いたり、一緒に遊んだりする。
 - ・ 中高生に乳幼児の世話をする経験をさせ、命の大切さを学ぶ機会をつくる。
 - ・ 身近なところで、気軽に相談や、教育についての話を聞ける場を用意する。

③ 子育てしやすいまちかどうか

- ・小浜市は子育てしやすいまちですかについて、就学前児童調査では、「はい」の割合が 61.7%、「いいえ」の割合が 30.4%となっています。
- ・就学児童調査では、「はい」の割合が 64.7%、「いいえ」の割合が 25.2%となっています。

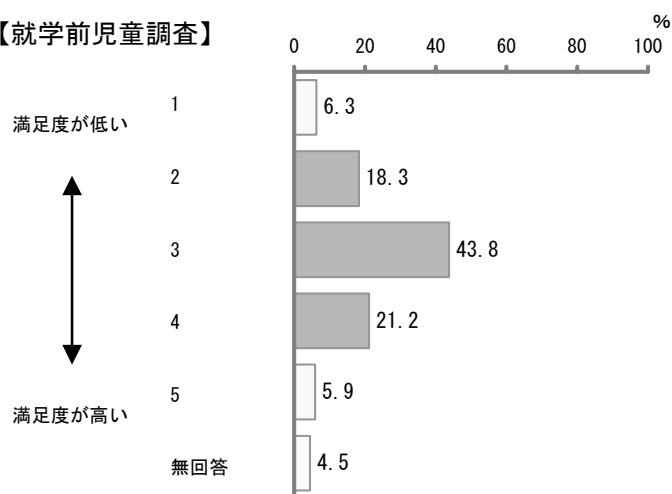
【就学前児童・就学児童調査】



④ 小浜市の子育て環境や支援の満足度について

- ・お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度についてでは、「3」の割合が 43.8%と最も高く、次いで「4」の割合が 21.2%、「2」の割合が 18.3%となっています。

【就学前児童調査】



保育・教育現場の声

○ 地域の教育力を高めるために重要なこと

- ・園や小学校において、日々の生活や行事の際、祖父母や老人会、中高生等と交流ができるようにする。
- ・地域全体での子育て支援を進めるため、子ども達が地域の祭りや行事へ参加することを促進する。
- ・地域の高齢者の様々な知識や経験を、子どもに伝えていく。
- ・公民館などの身近な施設の活用を促進する。
- ・子どもが外遊びをしやすい環境をつくり、子どもの交流から家族間の交流につなげる。

4 小浜市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

(1) 地域における子育ての支援について

現状と課題

核家族化の進展や人口減少が進むなどの社会情勢の変化の中、地域のつながりが希薄化してきています。

一定の保護者が地域における子育て支援の充実を必要と感じており、また保育・教育現場からも、子ども達が健全に成長していくためには、地域全体での子育て支援が不可欠であるとの声が上がっています。

子育てをしているすべての家庭が子育てにともなう喜びを実感し、子ども達が地域に溶け込んでいけるように、子育て家庭を支援していく必要があります。

(2) 子どもと親の心と体の健康増進について

現状と課題

核家族化やひとり親家庭の増加などの影響などにより、母親の孤立から育児不安に陥ることが懸念されます。乳幼児期に良好な親子関係を築くことは、生涯にわたる生活習慣と人格形成の基礎に大きな影響を与えます。

妊娠・出産・子育てなど、子どもや保護者の多くの悩みや不安を相談できる体制や、子どもの発達段階に応じた情報提供、親子が過ごせる居場所を充実させ、関係機関と連携を強化しながら、保護者が自信とゆとりを持って楽しく子育てすることで、子どもが健やかに成長できるように支援していく必要があります。

(3) 子どもの健全育成のための教育環境について

現状と課題

幼児期における教育・保育は、その礎となる時期であり、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。

集団の中での自発的な遊びを通して「生きる力」の基礎を養うとともに、小学校就学前の子どもが、幼稚園や保育園などで十分な就学前教育を受け、健全で心豊かに成長できる環境づくりが必要です。

また、近年発達している、スマートフォン、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などによる情報の氾濫が、子どもにかかわる犯罪を起こす引き金として懸念されています。このような状況から、家庭、学校、地域社会、そして行政が一体となって子どもを守り、健全な育成を推進する必要があります。

(4) 子育てのための安全・安心な環境づくりについて

現状と課題

地域において安全・安心で快適な生活を営むことはすべての市民の願いです。

子どもを取り巻く危険性は複雑化・多様化しており、年々増加する子どもを巻き込む犯罪や事故は都市部を中心に社会問題になっています。

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりをめざし、警察、行政、保育園、学校、地域住民等の連携や協力による子どもを犯罪等の被害から守るための活動を推進し、危機管理を強化する必要があります。

(5) 職業生活と家庭生活の両立について

現状と課題

子育て家庭においても共働きが増えている中、子どもを産んでも働きたいと考えている女性が、仕事と家庭を両立して働き続けられるよう、さまざまな制度の普及をはじめ、職場における理解の促進・啓発を行う必要があります。また、男性が育児に積極的にに関わり、ともに子育てを担う地域づくりが求められています。

仕事と生活の調和を図り、仕事も生活も充実する「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を広く社会に浸透させ、女性も男性も仕事と生活を調和させた豊かな生活が送れるよう、一層の普及啓発を進める必要があります。

(6) 特別な支援が必要な児童への対応について

現状と課題

子どもが健やかに成長するためには子ども一人ひとりの人権が尊重されることが大切です。

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけではなく、こころの発達や人格の形成に深刻な影響を与えることから、迅速かつ適切な対応が求められます。

また、ひとり親家庭が年々増えている中、経済的な問題や家庭生活の問題等それぞれの家庭状況に応じた生活支援がますます必要となっています。

さらに、障がいのある子どもとその家庭に対しては、一人ひとりにきめ細かい支援を行っていく必要があり、障がい児が地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携による総合的な取り組みが求められています。

これらの状況を踏まえ、それぞれの家庭に応じた身近な見守りと支援及び関係機関との連携が必要です。

1 基本理念



みんなが元気 みんなが笑顔 地域で子育て支え合い

小浜市においても、核家族化や少子化が進行し地域のつながりも希薄になる中、安心して子どもを産み育てられる環境づくりのため、平成21年度策定の「小浜市次世代育成支援行動計画」（後期）に基づき、子育て支援に取り組んできました。

今後も、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備していくとともに、関係機関との連携、地域住民との協働の下、人にやさしいまち・地域づくりを目指して、「みんなが元気 みんなが笑顔 地域で子育て支え合い」を基本理念として計画を推進します。

2 基本的な視点

- 子どもの幸せを第一に考え、「子どもの最善の利益」が実現されるような取り組みを進めます。
- すべての子育て家庭が安心できる子育て支援策を推進します。
- 「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提に、保護者が子育ての責任を果たし、子育ての権利を享受することができるように、地域住民との協働により支援していきます。

3 施策の体系

本計画は子ども・子育て支援法に基づく計画であることから、国の策定指針に沿うとともに、第5次小浜市総合計画で定めている内容に従って実施していきます。

第5次小浜市総合計画（本計画に関係する項目）

第3編 基本計画

第1章 夢と誇りあふれる人を育むまちをめざして

第2節 社会福祉の推進

第1節 健康づくりの推進

第2項 少子化対策

第4項 障がい福祉

第5項 児童福祉

第6項 ひとり親家庭への自立支援

第7項 生活困窮者への支援

第3節 安心して暮らせるまちづくり 第2項 交通安全

第2章 夢と生きがいに満ちた健康で安心して暮らせる長寿のまちをめざして

第1節 学校教育の充実

第1項 幼児教育

第2項 学校教育

第2節 社会教育の充実

第1項 社会教育

第3節 男女共同参画社会の実現 第1項 男女共同参画

第4節 生涯食育の推進

第1項 生涯食育

第3章 夢を生みだす魅力ある産業・観光のまちをめざして

第2節 産業の振興

第6項 労働環境

【基本視点】 【基本理念】

【第5次小浜市総合計画で定めている内容】



1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」とい

う。）を定める必要があるとしています。

教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線や本市の実情を考慮し、市内全域を1圏域として教育・保育提供区域に設定します。

これらの理由から、市内全域を教育・保育提供区域の基本として、アンケート調査結果に基づき各小学校区の中でさらなる需要分析を行い、必要な子育て支援サービスの提供をしていきます。



2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度では、市町村において5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、保育園や幼稚園などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容および実施時期を定めることとなっています。

(1) 「量の見込み」は、「認定区分」、「家庭類型」などから算出します ● ●

① 認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。

以下のとおり、これまでの保育園の利用要件である「保育に欠ける事由」に追加や緩和がされています。

現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令 27 条・再掲)	新制度における「保育の必要性」の事由
○ 以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること ① 昼間労働することを常態としていること（就労） ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産） ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害） ④ 同居の親族を常時介護していること。（同居親族の介護） ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧） ⑥ 前各号に類する状態にあること。（その他）	○ 以下のいずれかの事由に該当すること ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能 ① 就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く） ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。 ② 妊娠、出産 ③ 保護者の疾病、障がい ④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居または長期入院・入所している親族の常時の介護、看護 ⑤ 災害復旧 ⑥ 求職活動 ・ 起業準備を含む ⑦ 就学 ・ 職業訓練校等における職業訓練を含む ⑧ 虐待やDVのおそれがあること ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

長時間（主にフルタイムの就労を想定。現行の 11 時間の開所時間に相当）および短時間（主にパートタイムの就労を想定。）の 2 区分の保育必要量を設けることになります。

上記内容に加え、年齢で区分すると認定区分は、以下のとおりとなります。

		保育を必要とする	保育を必要としない	
0～2 歳児	3 号認定	保育標準時間利用（11 時間）		
		保育短時間利用（8 時間）		
3～5 歳児	2 号認定	保育標準時間利用（11 時間）	1 号認定	教育標準時間利用 （3～4 時間）
		保育短時間利用（8 時間）		

② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量（見込み量）を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

母親 父親		ひとり親	フルタイム就労 （産休・育休含む）	パートタイム就労（産休・育休含む）			未就労
				120 時間以上	120 時間未満 48 時間以上	48 時間未満	
ひとり親		タイプ A					
フルタイム就労 （産休・育休含む）			タイプ B	タイプ C	タイプ C'		
パートタイム就労 （産休・育休含む）	120 時間以上		タイプ C	タイプ E	タイプ E'		
	120 時間未満 48 時間以上						
	48 時間未満		タイプ C'				
未就労				タイプ D			

保育の必要性あり

保育の必要性なし

保育の必要性あり 保育の必要性なし

- タイプ A : ひとり親家庭（母子または父子家庭）
 タイプ B : フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
 タイプ C : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）
 タイプ C' : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月 下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部）
 タイプ D : 専業主婦（夫）家庭
 タイプ E : パートタイム共働き家庭（就労時間：双方が月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）
 タイプ E' : パートタイム共働き家庭（就労時間：いずれかが月 下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部）
 タイプ F : 無業の家庭（両親とも無職の家庭）
 ※ 育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2) 全国共通で「量の見込み」を算出する項目があります

下記の 1～9 事業については、全国共通で「量の見込み」の算出を行います。

【 教育・保育の量の見込み 】

	対象事業	(認定区分)		事業の対象家庭	対象年齢
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭	3～5歳
2	保育認定	幼稚園	2号認定	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	
	保育認定	認定こども園 保育所		ひとり親家庭 共働き家庭	0～2歳
3	保育認定	認定こども園 保育所 地域型保育	3号認定		

【 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 】

	対象事業	対象家庭	対象児童
4	利用者支援事業	すべての家庭	
5	時間外保育事業（保育所延長保育）	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
6	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）	ひとり親家庭 共働き家庭	1～3年生 4～6年生
7	子育て短期支援事業 （ショートステイ）（トワイライトステイ）	すべての家庭	0～5歳 1～6年生
8	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭	0～2歳
9	一時預かり事業 （幼稚園在保育園児対象の一時預かり）	専業主婦(夫)家庭	3～5歳
	（その他）	ひとり親家庭・共働き家庭	0～5歳
10	病児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳 1～6年生

(3) 「量の見込み」を算出する項目（事業）ごとに、アンケート調査結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで“ニーズ量”が算出されます・・・・・・・・・・・・・・・・

ステップ1

～家庭タイプの算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭タイプがあります。

ステップ2

～潜在家庭タイプの算出～

ステップ1の家庭タイプからさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民ニーズに対応できるよう、今回の制度では、潜在家庭タイプでアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

ステップ3

～潜在家庭タイプ別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭タイプを掛け合わせます。

○現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
○現在就労していない母親の就労希望

ステップ4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭タイプ等に潜在家庭タイプ別の将来児童数を掛け合わせます。

たとえば、病後児保育事業や放課後児童クラブ等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、回答者数を利用希望者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～ニーズ量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数をかけあわせることで、平成27年度から31年度まで各年毎のニーズ量が算出されます。

※ 上記ステップを基本に量の見込みを算出していますが、算出されたニーズから、どのような対象者がどのくらいの量を求め、現状との乖離状況がどれくらい生じているか等、詳細に分析・検証を行い、条件整理を行っています。

3 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容およびその実施時期

保育園や幼稚園などを希望に応じて利用できるよう、今後5年間の必要とされる量の見込みを、ニーズ調査やこれまでの実績などにより、その提供体制の確保方策および実施時期を示します。

(1) 教育・保育事業

【今後の方向性】

全市的にみると、見込み量は年々減少していくことが想定され、幼稚園と保育園の受入可能余剰人数があるため、施設面での確保は可能であると考えられます。

今後も児童数の減少により定員を下回る保育園の出現が想定され、1クラス20人程度の規模を確保するためにも、各地区の児童数や財政状況を踏まえながら統廃合によって保育の質を担保し、高めていく必要があります。

単位：人

		平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
		3~5歳		1・2歳		3~5歳		1・2歳		3~5歳		1・2歳	
		のみ 学校教育 の 必要性あり 保育の 必要性あり	のみ 学校教育 の 必要性あり 保育の 必要性あり	のみ 学校教育 の 必要性あり 保育の 必要性あり	のみ 学校教育 の 必要性あり 保育の 必要性あり	のみ 学校教育 の 必要性あり 保育の 必要性あり	のみ 学校教育 の 必要性あり 保育の 必要性あり	のみ 学校教育 の 必要性あり 保育の 必要性あり	のみ 学校教育 の 必要性あり 保育の 必要性あり	のみ 学校教育 の 必要性あり 保育の 必要性あり	のみ 学校教育 の 必要性あり 保育の 必要性あり	のみ 学校教育 の 必要性あり 保育の 必要性あり	のみ 学校教育 の 必要性あり 保育の 必要性あり
①量の見込み（必要利用定員総数）		148	617	245	54	149	624	234	53	137	571	246	52
②確保方策	認定こども園、幼稚園、 保育園（教育・保育施設）	148	617	238	51	149	624	227	50	137	571	239	49
	地域型保育事業	—	—	7	3	—	—	7	3	—	—	7	3
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		平成 30 年度				平成 31 年度			
		3~5歳		1・2歳		3~5歳		1・2歳	
		のみ 学校教育 の 必要性あり 保育の 必要性あり	のみ 学校教育 の 必要性あり 保育の 必要性あり	のみ 学校教育 の 必要性あり 保育の 必要性あり	のみ 学校教育 の 必要性あり 保育の 必要性あり	のみ 学校教育 の 必要性あり 保育の 必要性あり	のみ 学校教育 の 必要性あり 保育の 必要性あり	のみ 学校教育 の 必要性あり 保育の 必要性あり	のみ 学校教育 の 必要性あり 保育の 必要性あり
①量の見込み（必要利用定員総数）		132	553	242	51	127	532	238	50
②確保方策	認定こども園、幼稚園、 保育園（教育・保育施設）	132	553	235	48	127	532	231	47
	地域型保育事業	—	—	7	3	—	—	7	3
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容 およびその実施時期

(1) 時間外保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育園や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【小浜市の現状】

市内3箇所で実施しており、利用者は平成22年度以降500人前後で横ばいに推移しています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	264人	480人	480人	528人	492人
実施箇所数	2箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所

【今後の方向性】

時間外保育事業対応時間に保育士の配置をすることで、保育園の実利用定員分の提供が可能であるため、長時間保育が子どもの負担にならないよう配慮しながら、保育時間の延長保育を行う認可保育園を推進します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量	165人	163人	158人	154人	149人
実施箇所数 (確保方策)	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
提供量	165人	163人	158人	154人	149人
過不足 (提供量－ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ●●●●●●●●●●

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【小浜市の現状】

市内 12 の小学校区のうち 8 箇所で開催しており、利用者数は年々増加傾向にあります。現在、松永、国富、中名田、加斗の 4 小学校区には児童クラブがないため、利用希望者に対しては隣の校区の児童クラブを利用してもらうなど、個別対応を実施しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
入 所 数	131 人	130 人	153 人	158 人	167 人	178 人
受入可能数	210 人	210 人	210 人	220 人	220 人	220 人
ク ラ ブ 数	8 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所

【今後の方向性】

平成 27 年度からは、利用希望が多かった松永地区において、新規に開設します。ただし、松永を含む宮川、遠敷、国富の 4 つの小学校の統廃合を予定しており、平成 31 年度から新設小学校へ移行することに伴い、児童クラブの新設を検討しています。統廃合により利用希望者数の変動も想定されることから、今後 5 年間の計画の中で場所・内容を慎重に検討する必要があります。

また、放課後の子どもたちに多様な経験の場を提供する「放課後子ども教室」との連携を進めるとともに、一体的な運営についても検討していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	240 人	234 人	236 人	233 人	233 人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	9 箇所	9 箇所	9 箇所	9 箇所	7 箇所
提 供 量	240 人	234 人	236 人	233 人	233 人
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(3) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、子育て短期支援事業（ショートステイ事業）があります。

【小浜市の現状】

市内 1 箇所で、1 回当たり 7 日間を限度として実施しており、利用者数は年度によって変動があります。実際のサービス利用につながらないまでも、家庭の状況に応じて個別で相談対応を実施しています。

(年間)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年延べ利用者数	0 人	0 人	5 人	5 人	0 人
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

【今後の方向性】

養育困難な在宅の子育て家庭の支援を行う制度であり、限られたニーズに対応することになるため、状況を鑑みながら、必要なサービス提供を実施します。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	84 人	83 人	59 人	78 人	76 人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
提 供 量	84 人	83 人	59 人	78 人	76 人
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所（子育て支援センター、つどいの広場）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【小浜市の現状】

市内3箇所で実施しており、誰でも気軽に利用できるよう、多彩な催しを開催しています。利用者数は年々増加しています。

(年間)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	5,483	14,304	15,575	16,892	19,656
実施箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所

【今後の方向性】

子育て支援センターの子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助
 についての実施内容について周知啓発し、利用しやすい運営に努めます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	20,929 人	19,886 人	20,720 人	20,300 人	19,693 人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
提 供 量	20,929 人	19,886 人	20,720 人	20,300 人	19,693 人
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(5) 幼稚園における一時預かり事業

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

【小浜市の現状】

市内の幼稚園 1 園で実施しており、利用者数は平成 23 年度をピークに減少傾向にあります。

	(年間)				
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年 延 べ 利 用 者 数	3,920 人	3,703 人	4,925 人	4,202 人	4,034 人
実 施 箇 所 数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

【今後の方向性】

新制度では幼稚園の預かり保育は一時預かり事業に位置づけられました。今後
もニーズが発生していますので、幼稚園の積極的な取り組みを推進する必要があります。

	(年間)				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量(1号認定による利用)	159 人	160 人	147 人	142 人	137 人
ニーズ量(2号認定による利用)	82 人	83 人	76 人	73 人	71 人
実施箇所数 (確保方策)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
提 供 量	241 人	243 人	223 人	215 人	208 人
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(6) 浜っ子こども園、小規模保育施設等における一時預かり事業 ● ● ● ● ● ●

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、浜っ子こども園や小規模保育施設等で一時的に預かる事業です。

【一時預かり保育の実施状況】

(年間)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年 延 べ 利 用 者 数	8,484 人	7,572 人	6,156 人	6,492 人	5,232 人
実 施 箇 所 数	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所

【今後の方向性】

今後も一時預かりに対するニーズは高いと予測されますので、これまでどおり、浜っ子こども園や小規模保育施設等での受入れを実施していきます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量（在園児対象を除く一時預かり）	3,748 人	3,691 人	3,576 人	3,483 人	3,381 人
実 施 箇 所 数 （ 確 保 方 策 ）	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
提 供 量	3,748 人	3,691 人	3,576 人	3,483 人	3,381 人
過 不 足 （ 提 供 量 - ニーズ量 ）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(7) 病後児保育事業

【事業概要】

病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【小浜市の現状】

公立小浜病院内の小浜市病後児保育所とまともにて病後児保育を実施しており、感染症の流行等により年度によって利用者数に変動がみられます。

【病後児保育所とまどにおける病後児保育の実施状況】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	18 人	12 人	26 人	11 人	2 人
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

【今後の方向性】

病児病後児保育について、実績よりも多いニーズが見込まれています。病後児保育については現状の定員（2人/日）で対応することは可能と思われます。病児保育についてのニーズもありますが、病気の時ぐらいいは子どもを看たいという意見も多く、職場環境の整備と共に病児保育について、市内の医療機関と連携し調査研究していきます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量 (就 学 前)	131 人日	129 人日	125 人日	122 人日	118 人日
ニ ー ズ 量 (小 学 生)	101 人日	98 人日	98 人日	97 人日	96 人日
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
提 供 量	232 人	227 人	223 人	219 人	214 人
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(8) 利用者支援事業

【事業概要】

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子どもおよびその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

- ① 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施する。
- ② 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努める。
- ③ 本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図る。
- ④ その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行う。

【今後の方向性】

新制度に向け窓口支援にあたる専門相談員の配置を検討します。

保育園の入所相談だけではなく、様々な事業、地域資源を紹介、利用調整が行える体制とします。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

(9) 妊婦健康診査

【事業概要】

母子保健法第 13 条に基づき、妊婦および胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【小浜市の現状】

県内各医療機関で妊婦健診を実施しており、検査項目の追加など事業の拡充に努めています。妊娠数の減少に伴い、対象者数は減少していますが、一人当たりの受診回数は増加傾向がみられます。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対 象 者 数	299 人	306 人	268 人	247 人	223 人
延 べ 受 診 者 数	3,640 人	4,031 人	3,994 人	3,998 人	3,324 人

【今後の方向性】

妊娠初期からの保健指導を重視し、早期から母性意識を高め子育てへの十分な準備を整えるよう支援するとともに、妊娠 11 週以内の届出を推進し、妊娠初期から継続した支援を行います。また、妊娠健診を実施することにより、各種疾病を早期に発見し、早期治療につなげるとともに、健康の増進を図ります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ　　一　　ズ　　量	232 人 健診回数 14 回	227 人 健診回数 14 回	223 人 健診回数 14 回	219 人 健診回数 14 回	214 人 健診回数 14 回
実　　施　　体　　制 （　　確　　保　　方　　策　　）	実施場所：県内の契約医療機関 一般健康診査：問診および診察（身長、体重、腹囲、子宮底長など） 梅毒血清反応検査、HIV 抗体価検査、血色素検査、B 群溶血性 レンサ球菌検査、血圧測定、尿検査（蛋白、糖、ケトン体） HBs 抗原検査、HCv 抗体価検査、風疹ウィルス抗体価検査、血 糖、血液型、超音波検査、子宮頸がん検査、HTLV-1 抗体検査、 性器クラミジア検査、保健指導				

[illegible]

【事業概要】

生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児およびその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【小浜市の現状】

健康長寿課が中心となって、主任児童委員や家庭相談員などとの連携を図りながら家庭の状況把握に努めており、訪問率は年々増加しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
出 生 数	253 件	288 件	259 件	261 件	210 件
訪 問 数	225 件 (対象 245 件)	257 件 (対象 267 件)	274 件 (対象 282 件)	235 件 (対象 243 件)	217 件 (対象 221 件)
訪 問 率	91.8%	96.3%	97.2%	96.7%	98.1%

※ 3月出生児は翌年度4月に訪問するため訪問率は対象に対する訪問割合。

【今後の方向性】

少子化、核家族化により孤立し、祖父母や近隣住民からの援助もない中で子育てをしていく保護者が不安に陥らないよう安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために、引き続き全戸訪問を実施します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推 計 値	232 件	227 件	223 件	219 件	214 件
実 施 体 制 (確 保 方 策)	保健師、助産師による全戸訪問を継続していく。				

(11) 養育支援訪問事業等

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭（18歳以下の子どもがいる）を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

【小浜市の現状】

現在小浜市では対象を子どもに限らず事業を実施しています。人口、出生数が減少しているなか、平成23年度以降支援が必要と思われる家庭は横ばいで推移しています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
支援対象者数	107人	111人	142人	149人	145人
訪問家庭数	163件	318件	662件	428件	373件

【今後の方向性】

出産後まもない時期の養育者、疾病などの理由で一時的に家庭での養育が困難となった保護者、あるいは養育困難な家庭など配慮の必要な家庭を対象に、ショートステイなどの情報提供等により養育者の育児不安を軽減し、また家庭訪問を行うことで児童虐待の未然防止に繋げるなど引き続き支援を行います。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推 計 値	142人 365件	139人 357件	136人 349件	133人 342件	132人 339件
実施体制 （確保方策）	件数は減少するが、家庭状況が多様化しているため、平成26年度から2名体制に増員した家庭相談員による支援体制を継続する。				

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「小浜市児童福祉審議会」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。



この計画の進捗管理は、基本目標（施策の方向性）単位と個別事業単位の2階層の指標を設定しています。基本目標（施策の方向性）単位においては、様々な指標の中から、5年後のあるべき姿を評価するためのものさしを設定し、市全体として子どもを生み育てやすいまちづくりがすすんでいるかどうかを検証することとします。

個別事業単位においては、平成26年度から平成31年度に向け、内容や回数等を充実するものや引き続き継続して実施していくものなど、事業実施の方向性を設定しています。

なお、4章の「事業計画」については、年度ごとに二一ズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

2 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、『子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携』、『労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携』において、児童虐待防止・社会的養護体制・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し、推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

1 小浜市子ども・子育て支援事業計画等策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 この要綱は次世代育成支援対策推進法(平成15年7月16日法律第120号)21条の規定に基づき、小浜市における子ども・子育て支援のための「子ども・子育て支援事業計画」（以下「事業計画」という。）を策定する為、小浜市子ども・子育て支援事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営等に必要な事項を定めることを目的とする。

（業務）

第2条 委員会は、小浜市長が委嘱する委員で構成する。

（1）事業計画の素案

（2）その他必要な事項

（委員会）

第3条 委員会は小浜市長が委嘱する委員で構成する。

2 委員会は、小浜市児童福祉審議会委員と行政関係担当職員若干名をもって充てる。

3 委員長は、小浜市児童福祉審議会の委員長がこれに充たる。副委員長も同様とする。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を把握し、委員会の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第4条 任期は、委嘱の日から第2条事項終了の日までとする。

（会議）

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、民生部社会福祉課内に置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月25日から施行する。

2 小浜市子ども・子育て支援事業計画策定委員会名簿

敬称略

	氏 名	所 属	備 考
1	山崎 正博	小浜市教育委員会の委員	委員長
2	入江 深砂	小浜市教育委員会の委員	
3	吉村 征一	小浜市民生委員・児童委員	
4	竹内 壽代	小浜市民生委員・児童委員	
5	高鳥 恭子	小浜市主任児童委員	
6	坂田 稔	元学校長（学識経験者）	
7	野路 進	元学校長（学識経験者）	
8	松崎 眞理	幼児教育指導員（学識経験者）	副委員長
9	芝 美代子	N P O法人理事長（学識経験者）	
10	古賀 久幸	保育園運営事業者代表	
11	藤田 裕紀子	小浜市地域活動連絡協議会 会長	
12	櫛田 陽可	小浜市P T A連合会 子育て委員長	
13	吉村 忠康	小浜市民生部長	
14	森 徳実	小浜市教育委員会 教育総務課 学校教育グループ 主幹	
15	地村 秀代	公立保育園園長会代表 浜っ子こども園長	
16	山本 佳代子	小浜市健康長寿課 保健食の安全 グループ グループリーダー	

3 児童福祉審議会および子ども・子育て支援事業計画策定委員会の経過

年 月	内 容	
平成 25 年 11 月	第 1 回 児童福祉審議会	・ 諮問 ・ 計画策定の趣旨説明 ・ ニーズ調査実施案の検討 ・ 今後のスケジュールについて
平成 26 年 2 月 6 日～2 月 24 日	小浜市子ども・子育て 支援事業計画策定に係る ニーズ調査の実施	
平成 26 年 6 月 25 日	第 1 回 子ども・子育て支援事業 計画策定委員会	・ ニーズ調査結果の報告 ・ 目標事業量の検討 ・ 現状と課題の検討
平成 26 年 7 月 28 日	第 2 回 子ども・子育て支援事業 計画策定委員会	・ 事業計画（案）の検討
平成 26 年 7 月 28 日	第 2 回 児童福祉審議会	・ 条例、規則（案）の概要説明と承認
平成 26 年 12 月 25 日	第 3 回 子ども・子育て支援事業 計画策定委員会	・ 事業計画（案）の策定
平成 27 年 1 月 9 日～1 月 30 日	市民パブリックコメント の実施	実施期間：1 月 10 日～1 月 30 日
平成 27 年 2 月 6 日	第 4 回 子ども・子育て支援事業 計画策定委員会	・ 事業計画書（案）の策定 ・ パブリックコメントの結果について
平成 27 年 2 月 6 日	第 3 回 児童福祉審議会	・ 答申内容の審議 ・ 条例、規則の審議
平成 27 年 2 月 12 日		・ 市長へ答申
平成 27 年 3 月下旬	子ども・子育て支援事業 計画書の作成	

小浜市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発行：小浜市 民生部 社会福祉課

〒917-8585 福井県小浜市大手町 6 番 3 号

電話：0770-53-1111(代表)

FAX：0770-53-0742

e-mail：syakaifukushi@city.obama.lg.jp